



THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION



◆令和5年度三重SHP協議会・
県歯スポーツデンティストスキルアップ研修会
◆令和5年度歯科助手講習会

◆令和4年度新入会員講習会
◆第27回臨時代議員会
◆令和5年度第1回郡市会長会議
◆令和5年度第1回理事会／第2回理事会



三 重 県 歯 科 医 師 会 報



公益社団法人
三重県歯科医師会
<https://www.dental-mie.or.jp/>

2023
67
No.722

三歯会報 CONTENTS 令和5年 6・7月号

令和5年度三重 SHP 協議会・県歯スポーツデンティストスキルアップ研修会	1
令和4年度新入会員講習会	8
令和5年度歯科助手講習会	9
第27回臨時代議員会	10
（稲本良則氏に次期会長予備選挙当選証書）	
令和5年度事業計画	14
令和5年度第1回理事会	18
（「歯科点数表の初診料の注1」に規定する施設基準の経過措置満了）	
令和5年度第1回郡市会長会議	22
（新型コロナウイルス感染症分類変更に伴う対応について）	
令和5年度第2回理事会	26
（県歯新型コロナウイルス対策本部、5月11日をもって解散）	
医療管理	
（「オンライン資格確認システム」の減価償却の税務の取扱いについて）	28
4月・5月会務日誌	29
会員消息／新入会員プロフィール	30
告知板	
（ ・ 第45回三重県歯科医師会ゴルフ大会開催のご案内 ） （ ・ 福祉医療費助成に関するお知らせ ）	32
互助会の現況	34
国保組合の現況	35
編集後記	36

令和5年度 三重SHP協議会・ 県歯スポーツデンティスト スキルアップ研修会

令和5年4月23日（日）
三重県歯科医師会館

4月23日（日）、令和5年度三重SHP協議会・三重県歯科医師会スポーツデンティストスキルアップ研修会が開催された。明海大学歯学部社会健康科学講座スポーツ歯学分野の上野俊明教授が「スポーツマウスガードのクオリティコントローラー基礎から応用、実践」と題して講演。講演ではまずマウスガードに対する現在の社会的背景、マウスガードの考えられる効果、着用のルールや義務化などの各競技団体でのマウスガードに対する見解などについて解説し、その後、シングル、マルチ、特殊型など様々なマウスガードの種類と構造設計、各競技種目における適性などについて解説。また、各マウスガード作製にあたっての技工の流れについて、作製時の具体的な注意点などを例に挙げながら実践に即した内容の説明がなされた。

（理事・新 達也 記）

スポーツマウスガードのクオリティコントロール ー基礎から応用、実践ー

明海大学歯学部社会健康科学講座 スポーツ歯学分野・上野俊明教授



■「マウスピース等の取り扱い」について

令和元年12月に厚労省医政局歯科保健課から、「いわゆるマウスピース等の取り扱いについて」の通知が発出された。内容は「歯科医療の用に供する補綴物等については、通常患者を直接診療している病院または、診療所内において歯科医師または歯科技工士が作製する。しかしながら、近年歯科医師の診療を介さずに特定人に対するカスタマ

イズ等を作製し提供している事例が散見されている。マウスピース等の形態が不適切なものであった場合、歯列や咬合等に影響を及ぼすことが想定されることから、マウスピース等を作製し患者に装着する行為は歯科医師の歯科医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす歯科行為に該当しマウスピース等は、歯科技工士法第2条第1項に規定する歯科技工により作成されるべきであると考えられる。」というものである。

この通知ではマウスガードは歯科医師が作製及び維持管理をしていくことが明記されている。

この通知の元となった事業は、事業者から歯型を取るキットが送られてきて、選手などが自分自身で歯型を取り事業者に送り、事業者は印象から石膏模型を作製し、石膏模型上でマウスガードを作製して出来上がったものを利用者に郵送するというものである。

このようなモデルについて事業者が違法性なく

事業として展開してよいかを経済産業省に問い合わせをしたという案件であり、このマウスガードが医療機器に相当するものなのかという点と、この事業が歯科医師法や歯科技工士法において違法性がないかという点を確認するための問い合わせであった。このような事業以外にも、実際にワゴン車で業者が高校や大学などに訪問してマウスガードを提供することは昔からあり、また歯科医師の介在しない事業は現在も散見されている。このことについての見解を述べ厚労省が踏み込んだ通知をしたことは、正しいマウスガードの普及啓発活動をしている者としては大変嬉しい援軍となった。

論点のマウスガードは医療機器なのかという点の回答として、照会の事業モデルにおいては、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第2条第1項に規定する医療機器には該当しないという明確な回答が出されている。ただ、広告表示などにおいて疾病の治療効果や予防効果などに訴求した場合は医療機器に該当する場合もあり得る。口腔内に入れるものは、歯科医師が作製に関わって維持管理の監督をしていく必要がある。もう一つの論点は、法に抵触するかどうかであるが、マウスガードなどの形態が不適切なものであった場合、歯列や咬合などに影響を及ぼすことが想定されることから、マウスガードなどを作製し患者に装着する行為は、歯科医師の歯科医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす歯科行為に該当し、マウスガードなどは、歯科技工士法第2条第1項に規定する歯科技工により作製されるべきであると考えられる、という回答であった。

以上により、照会の事業は歯科医師法第17条に規定する歯科医業に該当し、この事業に歯科医師が携わった場合は無診察治療で歯科医師法第20条に抵触する。

ちなみに、マウスガードの作製を行っている事業は歯科技工士が行っている場合が多いと聞く。歯科技工士法17、18、19、20条に抵触する恐れがある。20条では「歯科技工士はその業務を行うに

あたって印象採得等を歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる恐れのある行為をしてはならない。」となっているので、この点に関しては、マウスガード業者はそのことを踏まえて選手たちにキットを渡し選手自身に印象採得をさせるという工夫をしている。

ただ、歯科技工士法18、19条に明記されているように、歯科技工を行う際には歯科医師の指示が必要であり指示書が必要である。指示書がなければ違法性が必ず問われることになる。そのような意味では、争点として着目してもいいのではないかと考える。選手の安心安全を担保しながら積極的なプレーに向かっていけるよう、正しい普及啓発運動を行わなければならない。

■ 2040年を見据えた歯科ビジョン

日歯では2040年を見据えた歯科ビジョンが「令和における歯科医療の姿」という副題で出されている。この中でも将来設計として目指す5つの柱の一つである「多様なニーズに応える社会貢献を果たす」という項目の中にスポーツ歯科の取組みの拡充が謳われおり、すでにスポーツデンティストの資格を取得し活躍をしている歯科医師も増えてきている。内容については、日本スポーツ協会と日歯が連携して養成をしている、いわゆるスポーツテストの出口戦略であり活用を見据えたものと理解している。

現在、日本スポーツ協会には公認指導者として競技別指導者、フィットネス指導者、メディカル・コンディショニング資格などがありこの枠組みの中で毎年指導者を育てている。スポーツデンティストについてもメディカル・コンディショニング資格の一つとして、2013年から始まっている。

そして、昨年10月現在の公表数値で667名が登録されており、最新のデータでは700名を超えている。毎年100名から140名の定員枠の中で養成していることから順次増員されている。このような歯科医師が地域でスポーツデンティストとして活躍し、各地域のスポーツアスリートの下支えをしていくためにこういった行動をすべきである

か、また知識技術を備えるべきかを定期的に研修会を行い研鑽し、自分たちが加わっているチームでのサポートに生かしていく必要がある。

日歯のスポーツ歯科の取組みの拡充として、▽コンタクトスポーツを中心としたマウスガードの装着ルールについての競技種目の拡充▽国民スポーツ大会、祭典においての歯科医師臨場の推進あるいは競技団体との新たな連携構築▽各競技団体におけるスポーツ歯科の普及啓発▽スポーツ歯科分野における研究開発及び人材育成の推進—がある。

■ スポーツ歯科の役割

スポーツ歯科の役割としてまず、病院、診療所でのサポートがある。日々の健康管理メディカルチェックから始まり疾病治療、外傷障害治療、マウスガードやフェイスガードの作製などが病院・診療所でのサポートとなる。それ以外には医事運営や大会救護活動、後方医療支援といった現場サポートや調査研究・開発などの競技力向上のためのサポートが挙げられる。

現在、FDIでもスポーツ歯科に関する政策声明が出されており▽アスリートの口腔の健康状態がパフォーマンスに大変重要であること▽スポーツ中のコンディションに起因する全身反応に関連して口腔病変を呈することを丁寧に説明すること▽アスリートの口腔の健康と全身の関連性が重要であるとの認識を高めていく▽健康状態を良好にするために必要な予防措置を宣伝する▽バランスの取れた食事が口腔の健康にもたらすベネフィットについても丁寧に問うということ—が謳われている。

■ 強化指定選手健康管理システム

日本のトップレベルの選手たちの健康管理システムは1987年から制定され、基本的には大きな国際大会が行われる前の派遣前チェックと通常シーズンオフに行われている定期チェックの2本建てで実施されている。メディカルセンターにて選手たちが健康診断を受けて問題がないことを確認した上で派遣手続きに入る。メディカルの検診は内

科と整形外科と歯科の3科となり、これが義務検診になっているため多くの選手たちの口腔の状態を確認することができる。このような中で日本の選手たちの健康状態についてデータを取りまとめると、特徴として特にう蝕リスクが高いということが挙げられる。

■ スポーツ選手の口腔内の状況

スポーツ選手は、一般の方に比べるとう蝕リスクが高い。(図1)

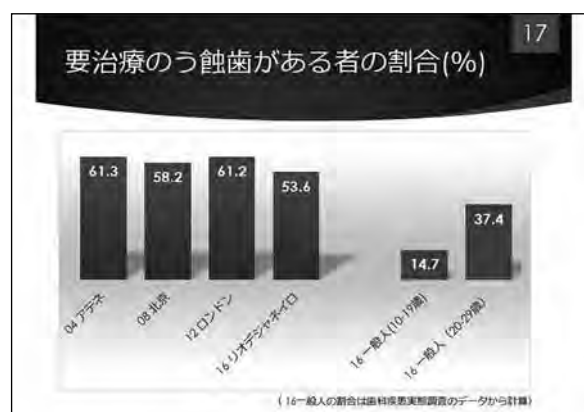


図1

ここに挙げているのはアテネ、北京、ロンドン、リオデジャネイロ大会の出場選手、または候補選手の要治療う蝕歯がある者の割合である。参考として、2016年歯科疾患実態調査の10代、20代のデータを対象にしているが大きな乖離がみられるのが明らかである。選手たちについて調査すると、トップレベルになってからう蝕が急増するのではなくジュニア期から高まっていることが明らかになったので、ジュニアの選手たちの育成サポート、講話、保健指導などは非常に重要になってくる。ジュニアの選手に対してはもちろんであるが、それ以外の保護者、指導者の方々を含めて歯科保健指導についてしっかり啓蒙していただきたい。

東京五輪の日本代表候補選手の口腔内データも速報で2021年に学会発表されているが、2012年のロンドン大会の日本出場選手のデータと比べると約8.8%減少し、現在52.4%という結果になっている。改善傾向ではあるがまだ一般の方々との開きは大きい。また、日本だけの問題ではなく世界で活躍するアスリートも歯科疾患リスクが高い

ことが報告されている。2012年のロンドンオリンピック 25 種目 278 名に対して調査を行ったところ、世界のアスリートのう蝕有病者率は 55%と記録されている。酸蝕症は 45%となっており、ドリンクなどによる酸蝕症も目につく状況である。

このようなデータからいろいろな意味で我々が関わりアスリートの口腔の健康管理をしていくことが必要であることが分かる。

■ ドーピング

FDI 政策声明の中に「WADA の規則に抵触する可能性のある処方薬の代謝について、歯科医師のチームの知識を最新の状態にする」という文言がある。我々は日常的に治療の中で色々な薬剤の投薬、または処方を行っているが、ドーピング検査を受けるようなトップレベルの選手に対しては少し注意が必要なものもある。

もし選手たちがドーピング検査を受けて陽性反応が出た場合、選手として責任を果たしており、過誤・過失が無いことを自ら証明しなければならない（証明責任）。例えば、ビタミン剤や栄養補助食品とのメーカー側の誤表記や汚染が原因で陽性になった場合でも、選手の過誤・過失に相当して責任を問われることになる。また、選手と懇意な間柄にある配偶者やコーチ、その他の者が選手の飲食物に手を加えた場合であっても摂取物すべてに責任を負うことがすでに求められており、喚起されている。また、接触を許している人との行為にも責任を負う必要があるということが謳われているので、選手の過誤・過失に該当することになる。

我々に関わる場所であるが、主治医やトレーナーがうっかりと禁止物質を投与した場合であっても、選手は医療従事者の選定に責任を負うことや医療従事者に自分の立場を伝えることが喚起されているので選手の過誤・過失に該当することになる。我々としては治療や投薬をする場合には、注意深く禁止薬物が入っていないものを処方する必要がある。禁止医薬物等の情報については、WADA で毎年 1 月 1 日に新しいものが発出されている。また、日本スポーツ協会ホームページ上にもアンチドーピン

グで問題がない使用可能な薬品リストについて無料で公開されているので、ダウンロードしてウェブサイトにて使用することも可能である。（図 2）

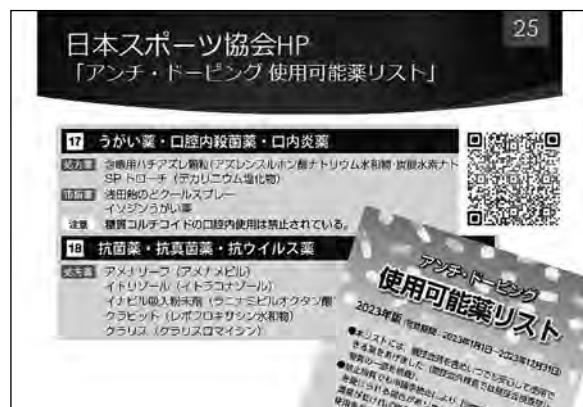


図 2

うがい薬・口腔内殺菌薬・口内炎薬については、昨今糖質コルチコイドが禁止薬物に指定拡大され、これが含まれている薬剤はトップレベルの選手には処方してはいけないものとなったので認識を改め注意する必要がある。処方薬として、例えば含嗽用のハチアズレや、SP トローチは問題なく処方することは可能である。抗菌薬は、基本的に歯科で使うものは問題ない。鎮痛薬も同様である。

■ マウスガードの効果

FDI の政策声明ではマウスガードについて 2008 年から発表している。エビデンスベースでマウスガード未装着者のスポーツ歯科外傷の発生リスクは装着者に比べて、1.6 倍から 1.9 倍高いということが明らかとされている。

市販品のものに比べて歯科医師が作るあるいは歯科医師の監督下で歯科技工士が作るカスタムメイドは、どれよりも最高水準の防護能と快適性を備えていることが様々な研究から明らかとなっている。

先程の 2008 年の FDA の政策声明も古くなり、最近では様々な研究者がマウスガードの着用効果について検討し、改めてレビュー論文などを発表している。2019 年に Dental Traumatology から出された論文には、マウスガードの着用効果としてスポーツ歯科外傷発生率は未装着と比較し 6.23~7.93 倍差となっているとのデータが示され

ている。

マウスガードの効果の第1は歯の損傷防止であり、それと口腔軟組織の損傷防止などである。マウスガードの装着により怪我の防止になりプレーに安心感が生じるとプレーに積極性が生まれるので、副次的にパフォーマンス向上効果もあり得ると理解している。自分自身でも実験を行い、プラスに働く要素があるということも報告している。

また、外傷を防止できればそれにまつわる医療が減少し医療費の節減に繋がることは自明のことである。そのことについて研究したデータが、ニュージーランドのラグビー連盟から2005年に出された。(図3)

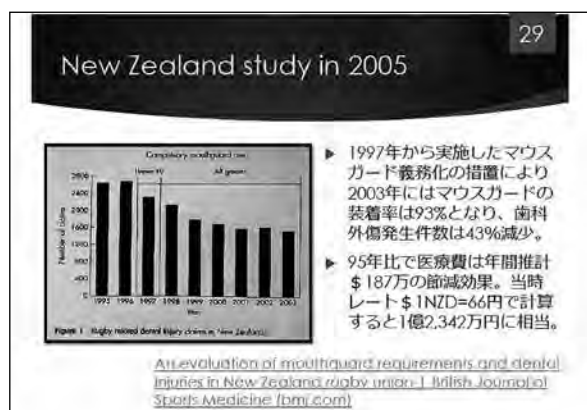


図3

スポーツ脳震盪の世界会議は4年に1度開催されていて、2012年の見解では保護装置が脳震盪を予防するというエビデンスはないということになっている。2016年でも、マウスガードの使用によるスポーツ脳震盪予防効果のエビデンスはまちまちであるが、メタアナリシスでは衝突系コンタクトスポーツにおける保護効果には非優位な傾向が示されているので、厳密なケースコントロールデザインによる更なる評価が必要との見解となっている。明確なエビデンスがない現在、脳震盪に対する予防効果に対しては謳えない状況である。

そのような状況の中でも、怪我を防止するためにはマウスガードの有効性は変わらないため、診療の中で自分の持っている経験を活かし患者が口腔障害を負うようなスポーツ運動に参加していないかどうかを確認することから始め、マウスガードについて周知し、普及啓発に繋げていっていただきたい。

■ スポーツの種類

コンタクトの有無によりスポーツの種類を3つに分けることができる。(図4)

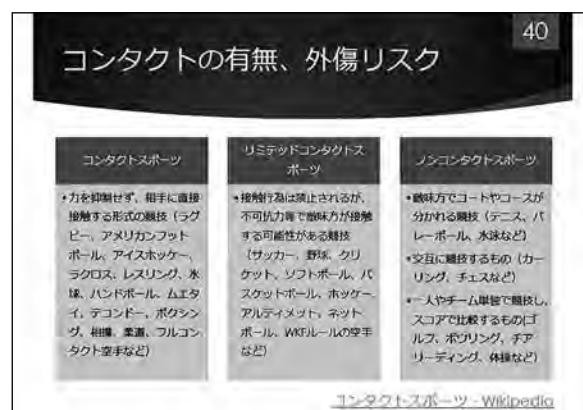


図4

コンタクトスポーツは、力を抑制することなく全力で相手にぶつかっていくことがルール上認められるスポーツであり、例えば▽ラグビー▽アメリカンフットボール▽アイスホッケーなどが挙げられるが、こういったスポーツではレギュレーションはすでに設けられている。

次にリミテッドコンタクトスポーツは、接触行為は本来禁止されているが、プレーの流れの中でどうしても必然的に不可抗力で接触が起こるスポーツである。▽サッカー▽野球▽クリケット▽ソフトボール▽バスケットボール▽ホッケーなどが該当する。

これらの中の一部にはレギュレーションが設けられている競技もあるが、完全に義務となっていない競技もある。このような競技をターゲットとして、マウスガード装着の種目を増やすためにコミットメントしていかなければならない。

ノンコンタクトスポーツは▽ゴルフ▽ボウリングなどが該当する。こちらはマウスガードの普及啓発は難しい。特にゴルフではマウスガードは競技能力の向上に起因する可能性があるものとして逆に禁止されている。

各競技種目のルールを確認し着用のルールについて整理確認をしていただきたい。(図5、6)

日本スポーツ歯科医学会などでは、各競技団体のレギュレーションについての最新情報を取り寄

マウスガード着用のルール			
競技種目	マウスガード着用	対象	備考
アメリカンフットボール	義務	全てのプレーヤー	色は見た目に分かりやすいもので白色や透明以外ではない。
ボクシング	義務	全てのプレーヤー	アマムBF：歯にしっかり合ったもので赤色や黄色系が着られるもの。プロは白・黄・黒のいずれか。
キックボクシング	義務	全てのプレーヤー	フットボール用のカムシールドやストラップ付きは不可。
テコンドー	義務	キョルギ（組手競技）	透明または白色に限る。上顎歯までを被覆し、厚みは4mm以上を確保すること。
総合格闘技	義務	全てのプレーヤー	UFC（米国総合格闘技）、PRIDE、PFCクラス、格闘など
ホッケー	推奨（国際）	フィールド・プレーヤー	
	義務（国内）	中学、高校、大学、日本リーグ：フィールド・プレーヤー	ゴールキーパーも推奨する。
アイスホッケー	義務／推奨	全てのプレーヤー	U-15以下は義務、その他推奨。
オンラインホッケー	義務	18歳以下プレーヤー	試合だけでなく練習中の着用も推奨する。

図5

マウスガード着用のルール（続き）			
競技種目	マウスガード着用	対象	備考
空手	義務	組手競技（一部団体）	全日本空手連盟（透明白色に限る）、国際空手連盟（格闘合戦）など。
ラクロス	義務	全てのプレーヤー	白、透明以外の一見して覆物にみえる色のものが望ましい。
ラグビーフットボール	許可（国際）	全てのプレーヤー	マウスガードの着用を認める。
	義務／推奨／許可（国内）	戦間：U-19、U-15、U-12、その他許可	U-15では歯と見通す部分の赤色や黄色なマウスガードは禁止。
バスケットボール	許可	全てのプレーヤー	透明なマウスガードは使用してもよい。
硬式野球	許可（国内）	中学生、高校生、大学生、社会人	白色または透明なものに限る。
モータースポーツ	義務（国内）	ロードレース、モトクロス、トライアル、スーパーモーター	2013年より施行。口の周りの歯肉が露出せず、透明な色が必要。
柔道	許可（国内）	全てのプレーヤー	2008年特例は義務制で禁止であったが2017年3月から許可となった。
ハンドボール	許可	全てのプレーヤー	透明白色系、本透明やマルチカラー不可。

図6

せて整理整頓して随時情報をアップしている。学会ホームページで確認が可能である。取り決めについて、現在のところは2023年3月現在の情報として公開されている。歯科外傷既往率20%以上のハイリスクスポーツを調べたところ、第1位はレスリング、第2位は水球であったが、いずれも未だレギュレーションは設けられていない。また、競技人口が多いサッカーに関しても現在レギュレーションは設けられていない。まとめて需要予測すると、高校生のみで54万5,639名の需要が生まれてくる。現在、ルール化されている種目と言えば▽バスケットボール▽野球（硬式、軟式）▽ハンドボール▽ラグビー▽柔道▽空手▽ホッケー▽ボクシングの9競技36万人余り、サッカーなどレギュレーションが望まれる競技種目である6競技は競技人口18万人余りである。これは非常に大きな需要が生まれることになる。スポーツをする上で何よりも優先されるのは安心安全であるので、裾野を広げて支援をしていくことは非常に重要であると考え。

■ マウスガード臨床技工の設計

構造としては▽シングルレイヤー1枚のシート単層で打ち込んで作るタイプの簡易型▽複数枚重ねて必要なところに厚みをしっかり出して、いないところを薄く仕上げるマルチレイヤー▽特殊型としてハードアンドスペースーなどがある。最も主流であるのはジュニアに適したシングルレイヤーであり、少し年齢が上がってくるとマルチレイヤーといった使い方になる。

設計については、唇側側は上唇小帯や頬小帯を避けて歯肉移行部から2～3mm引いたラインとする。口蓋側は歯頸線に沿ったラインとし、快適性を確保し発音呼吸を障害しないようにできるだけ開放する。後縁は最低6番を被覆し、衝撃吸収能を最大確保し変形防止するため、できるだけ7番まで被覆する。智歯被覆は必要ない。各ポーションの厚みについては、唇側側の歯冠部の厚みは一般的なシニア選手の場合、コンタクトスポーツ全般3mmとし、それより強い衝撃が加わる恐れがあるボクシング、あるいは格闘技などでは4mmの厚みが適当である。唇側側口腔前庭部については移行的に薄くし、マージンの部分が1.5mm程の仕上がりになるようにする。口蓋については2mm程の厚みとできるだけ違和感のない仕上げとする。ただし、薄すぎると外れやすくなったり変形しやすくなるので、ある程度の厚みは確保しておいた方がよい。咬合の挙上量については厚みを大きくせず安静空隙内に収めるようにする。（図7）

シングルとマルチの使い分け		
	シングル（単層式）	マルチ（複層式）
材料	1枚	2枚以上
技工工程・時間	単純・短時間	複雑・長時間
厚みの部位別コントロール	不可	可
色調	原則として単色（注）	複色、多色化が容易
ネームや番番号シールなどのラミネート加工	困難	容易
想定ターゲット	ジュニアからユース、要家レベル	大学から社会人、トップレベル、プロ選手

（注）最近では2色バイカラーや3色トリコカラー仕立ての簡易シートも市販されているので、それらを使えばカラフルなシングルレイヤー・マウスガードを作製することができる。

図7

様々なメーカーからシート材が出されており、各メーカーの衝撃吸収能について衝撃試験器を用い調査をした。

シートは2mmで統一し、そのシートに660.5ニュートンの衝撃を加え、最終的な圧力をプロットしたものがこのデータヒストグラムになる。(図8)

2mm厚での実験であるので厚みを増すことにより衝撃吸収能はさらに上がることになる。

临床上はそれ程大きな有意差はないので操作性などを考えシートを選択すべきである。



図8

■ マウスガードの厚み

シートの成形をするにあたり、その元々のシートの厚みが仕上がりの厚みになるわけではないということを考えておかなければならない。

このことについて大阪大学の前田教授が調査したデータがある。3mm厚のシートを各整形器でシート圧接して仕上がった時の前歯部の厚みは何%までに仕上がるのかを調べたものである。吸引式では63.6%の厚みになり、改良型吸引式では52.6%、加圧式では51.0%という結果であった。

つまり3mm厚シートを吸引式の整形器バキュームフォーマーで整形すると、元の63.6%の厚みになるので1.908mm厚の仕上がりになる。2mm厚で仕上げる場合は、3mm厚のシートを用い、3mm厚で仕上げる場合は4mm厚のシートを使用しなければならないことになる。

■ マウスガード作製の現状と課題

令和5年2月15日都道府県歯科医師会スポー

ツ歯科担当理事連絡協議会が開催され、スポーツ歯科の現状や課題などで意見交換が行われたが、その中の質疑応答の一つにマウスガード作製の保険収載について話が合った。「保険収載は非常に難しいことは理解しているが、不可能であるという結論は出ていない。」という回答であった。

もう一つは、マウスガード作製への補助金支給に関する質問であった。回答は「補助金もマウスガードを普及させる選択肢の一つと考えるがまずは保険収載の道を切り開きたい。」であった。すでに埼玉県においてはマウスガードの補助金のモデルがある。熊谷市では2015年4月より歯科医師会と連携しながら補助金支給を行っている。

■ 各団体におけるマウスガード普及活動

日学歯の方でもマウスガードの普及活動に取り組んでいる。学校管理下での災害防止の中で、スポーツあるいは運動体育、部活の中での怪我が多く「歯・口のけがを防ぐための10ヵ条」が提言され色々な安全教育を行っているが、どうしても避けられない事故が発生する。事故を未然に防ぐという意味で安全性、有効性が確認されているマウスガードをしかるべき競技種目には積極的に導入しようという動きがある。

日本スポーツ振興センター(JSC)でも盛んに普及啓発活動が行われている。JSCではスポーツ庁の委託を受けながら、学校における体育活動中の事故防止の推進活動、授業を毎年行っている。体育活動中の傷害事故は年々減少傾向であり、安全対策や施策が有効に機能してきているが、それでもなお目と歯の傷害は他の傷害と比較し圧倒的に多く、傷害の約半数を占めている。特に野球、バスケットボール、サッカーなどの球技種目で多い。例えば野球のバッターが自打球になる際、バットから眼や歯まで到達する時間は0.05秒である。人の反応時間は0.2秒程度なので注意やトレーニングだけで傷害を避けることは不可能である。保護具と環境整備を進め、可能な限り予防する方法が優先課題となる。

令和4年度新入会員講習会

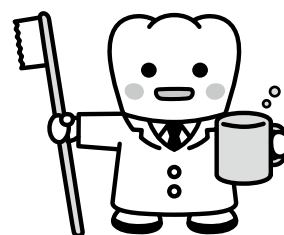
令和5年3月5日（日） 三重県歯科医師会館

3月5日（日）、令和4年度三重県歯科医師会に入会された方を対象に、新入会員講習会が開催された。当日は10名の新入会員が受講した。

冒頭の大杉会長の挨拶の後、出席役員の紹介、新入会員の先生方の写真撮影が行われた。

講習では、まず稲本副会長兼専務理事から会の概要・機構について説明されたほか、▽診療報酬審査システムについて（前田常務理事）▽地域保

健活動への参加（福森常務理事）▽知っておきたい医療管理のトピックス（桑名常務理事）▽県歯の広報活動について（林常務理事）▽日歯生涯研修事業について（林常務理事）－それぞれ説明が行われた。さらに、歯科医師連盟からは前田連盟理事長より歯科医師連盟の活動について説明があった。



令和5年度歯科助手講習会

令和5年5月18日（木）・25日（木）、6月8日（木） 三重県歯科医師会館

今年は新型コロナウイルス感染症の5類移行後の初めての講習会となり約60名の出席で行われた。昨年はコロナ禍ということもあり、対面を避けたり距離を置く等の措置を講ずる実施であったが、今回はその真逆で個人個人が話し合える距離での開催となった。それゆえに個々の意見交換や、話し合いでの実施となり久しぶりの有意義な講習会となった。



第1日目の5月18日（木）は、午前の部として桑名常務理事より「歯学概論／院内感染予防の基礎知識」と題し講義が行われ、感染予防の基本事項や留意点について解説された。その後、新理事より「保険診療のしくみ～円滑な受付業務のために」と題し、医療保険の種類・仕組みや助成制度について解説された。今年度はオンライン資格確認の開始ということもあり、新規制度についても詳しく話された。午後の部には、エイチ・エムズコレクション歯科衛生士の安川裕美氏より「品格が高まる歯科助手のお仕事～すべては患者さんのために～」と題し、正しい接遇マナーや言葉遣い・立ちい振る舞いに注意しながら相手及び自分の立場を理解するよう講演された。

第2日目の5月25日（木）では津市中消防署による救命講習と、株式会社ジーシーのスタッフによる印象材・石膏模型作製・各種セメント練和実

習と特性理解について講習が行われた。今回は新型コロナウイルス感染症の5類移行後の初の実習とあって、対面方式や個々が接する機会のある実習となり、受講者同士の意見交換や講師への質問も飛び交う充実したものとなった。



第3日目の6月8日（木）は医療管理担当理事及び委員による講義が行われた。午前は山口委員より「口腔外科・全身管理」、井上委員より「保存修復・ホワイトニング」、西本理事より「歯科診療の基礎知識」の講義が行われ、午後からは進士委員より「歯周病」、大澤委員より「矯正」、大西理事より「インプラント・補綴」について講義が行われた。

最終日の講義終了後には、代表者に三重県歯科医師会から履修証書が手渡された。全日程修了者には後日、日本歯科医師会の歯科助手資格（乙種）の認定書が送付される。



第27回臨時時代議員会

March

令和5年3月23日（木）

三重県歯科医師会館

稲本良則氏に次期会長予備選挙当選証書



3月23日（木）、第27回臨時時代議員会が開かれた。議事に先立って、選挙管理委員会の中西委員長が次期会長予備選挙の結果について報告。無投票当選となった稲本良則氏（現・三重県歯副会長兼専務理事）に当選証書が手渡された。大杉会長は▽次期日歯・日学歯会長予備選挙結果▽日歯第199回臨時時代議員会▽令和5年度厚労省歯科医療・保健関係予算案▽令和5年度税制改正大綱▽第116回歯科医師国家試験結果▽県行政に対する

令和5年度要望事項▽新型コロナウイルス感染症への対応▽オンライン資格確認制度▽令和4年度後期高齢者歯科健診事業一などについて報告した。議事では、互助会制度、令和5年度予算、保健衛生賞受賞者等に関する8つの議案が上程され、すべて可決承認された。

会長報告



日歯及び日学歯の次期会長予備選挙結果

日歯の次期会長予備選挙では、高橋英登氏が、選挙権者総数634名、投票総数630票中、319票を得て当選を果たした。日学歯では岐阜県歯科医師会の柘植紳平氏が会長予備選挙当選者と決定した。

日歯・第199回臨時時代議員会

3月16日（木）、17日（金）に第199回臨時

代議員会が開かれ、令和5年度の事業計画や収支予算等の5議案が議決された。協議として地区代表事前質問が7地区から7議題出され、東海・信越地区からは、介護保険制度について大杉会長が質問した。個人事前質問は21議題出され、三重県からは稲本副会長兼専務理事が、未入会対策と組織力強化についての質問をした。令和5年度厚労省歯科医療・保健関係予算案

昨年12月23日（金）に歯科保健医療施策関係予算案が閣議決定され、現在参議院において国会審議中である。厚労省医政局全体の予算が対前年比プラスマイナスゼロの中で、歯科に関わる医政局歯科保健科予算については、前年度より4億5千8百万円増えて、対前年比13.2%の増額となっている。歯科口腔保健のさらなる充実に向けて推進体制を強化する方向性を国が示しているものと評価できる。

令和5年度税制改正大綱

令和5年度税制改正大綱が昨年12月に閣議決定された。事業税非課税措置並びに医療法人に対する軽減税率は存続されたが、今回も「そのあり方について検討する」と注釈がついており、今後も注視する必要がある。社会保険診療に係る消費税については引き続き非課税扱いとなっているが今後も控除対象外消費税を適切に検証の上、必要な財源を確保し、診療報酬改定により過不足ない補填を求める要望を継続して訴えていく。

第116回歯科医師国家試験結果

3月16日（木）、第116回歯科医師国家試験の結果が発表された。総出願者数3,669名、総受験者数3,157名、総合格者数2,006名。新卒・既卒合計の合格率は63.5%で昨年の61.6%よりやや増えた。

県行政に対する令和5年度要望事項

学校教育現場におけるスポーツの安全対策のためのマウスガードの普及、及び災害拠点病院における歯科の整備・拡充について要望した。

新型コロナウイルス感染症への対応

厚労省の2月10日付け事務連絡で、マスク着用の考え方の見直し等について発出された。

医療機関においては高齢者等重症化リスクの高

い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面とされており、マスクの着用を推奨することとされている。県歯としても同様の方向性を示し、歯科医院掲示用ポスターを作成し本会ホームページに掲載したので、ダウンロードして活用いただきたい。

オンライン資格確認制度

療養担当規則において「令和5年4月1日から保険医療機関は患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない」とあり、差し迫ったところに来ている。3月12日時点での三重県下歯科診療所の状況は、登録率91.7%、申し込み率89.7%、接続率57.0%、参加率49.6%となっている。システム整備が未完了の保険医療機関には猶予措置が設けられており、届出をすることにより猶予が認められるため、令和5年3月31日までに必ず届出を行っていただきたい。

令和4年度後期高齢者歯科健診事業

対象者は令和4年3月31日時点において三重県の後期高齢者医療制度の被保険者である者の内75歳、77歳及び80歳の方61,356人で受診率は17.4%となっている。

議事

第1号議案	互助会制度の継続に関する件
第2号議案	令和5年度理事報酬に関する件
第3号議案	令和5年度監事報酬に関する件
第4号議案	令和5年度事業計画に関する件
第5号議案	令和5年度会費並びに負担金の賦課徴収に関する件
第6号議案	資金調達及び設備投資の見込みに関する件
第7号議案	令和5年度予算に関する件
第8号議案	保健衛生賞受賞者に関する件

第1号議案は互助会制度の継続の可否について問うもので、財務健全性を維持することを目的に5年毎に制度の検証を行っている。今回保険数理人の資格を持つ「有限責任監査法人トーマツ」に

より、本会互助会制度における責任準備金の令和4年度末における試算を行った結果、現行制度のまま継続可能との試算結果が提出されたことから、制度の継続の可否について議決を求めた。



第2号議案は令和5年度の理事報酬、第3号議案は監事報酬をそれぞれ定めたもので、いずれも前年度と同額。第4号議案は令和5年度事業計画の承認を求めたもの。大杉会長は基本方針について説明し、国の方針や県行政との連携を強調した上で、国民皆歯科健診の具体的な検討など、歯科医療の果たすべき新しい役割と責任について述べられた。

次いで各常務理事らが具体的な事業内容について以下の通り補足。昨年から再開された三重県歯科保健大会は本年度も開催予定。三重スポーツデンティストは本年度が更新の時期にあたっている。令和5年度75歳からのお口の健康チェックは事情

により例年より1ヶ月前倒して進めていく方針。令和5年度は役員改選年度となっているため、8月20日（日）に県歯郡市役員連絡協議会の開催を予定。

第5号議案の令和5年度会費並びに負担金の賦課徴収に関する件はすべて前年度と同額とした。

第6号議案は年度をまたぐ資金の借入れや、特定資産の取り崩し等による設備投資を県に報告するものだが、令和5年度は共に見込まれていない。

第7号議案は令和5年度予算に関する件。経常収益は2億8,398万円で、前年度に比べ4,170万円増加。主な増加理由はインボイス導入により歯科健診料収入を予算計上したため。経常費用は2億9,258万円で、前年度に比べ4,517万円の増。主な増加理由は経常収益同様、歯科健診料を予算計上したため。

第8号議案は保健衛生賞受賞者に関する件。保健衛生賞表彰規定に基づき、各郡市会より、会員11名が推薦された。

以上、上程された8議案は、すべて賛成多数で承認された。

（広報情報委員・深津雄己 記）



こども 110 番の歯科医院



三重県歯科医師会では、「社会貢献活動の一環」として、三重県警、三重県、三重県教育委員会の協力のもと、日本の将来を担う宝である子どもたちを守るために、平成 18 年 6 月より「こども 110 番の歯科医院」制度を導入しました。これは、不審人物につきまわられたり、声をかけられたりした子どもたちが歯科医院に駆け込んできた場合、子どもを保護し、警察への通報等の対応を行うものです。

私たちは、子供たちの笑顔を守り、明るい地域社会づくりに少しでも協力していきたいと考えています。

●「こども 110 番の歯科医院」の皆様へ

三重県歯科医師会では「こども 110 番の歯科医院 対応マニュアルー 子供たちを犯罪被害から守るためにー」を作成しています。ご活用下さい。

●○●○●○●こどもサポート○●○●○●○

三重県歯科医師会会員の皆様へ

全国的に増加傾向が認められる子ども虐待の防止を図るため、「児童虐待の防止等に関する法律」や三重県の「子どもを虐待から守る条例」が改正され、対策が強化されています。また、双方で職務上関係のある者に「歯科医師」が追加されました。

歯科医療関係者は、日常の診療や健診の場などを通して子育て家庭に接する機会も多く、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。

本会と三重県では 2006 年 3 月に「歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援」を作成しましたが、発刊から 16 年が経過したことから、あらためて子ども虐待防止と子育て支援の視点を持ち診療や健診などが行われるよう、2022 年 1 月に改訂いたしました。虐待の早期発見・早期対応は子育て支援の一つであり、地域全体で適切な支援を行うことにより、虐待を防止する大切な役割を担うことができます。

歯科医療関係者の皆様におかれましては、このマニュアルを一読され、これまで以上に役割を認識いただくとともに、関係機関と連携を密にし、子ども虐待防止と子育て支援にご尽力いただきますようお願いいたします。



令和5年度事業計画

基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」で、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・歯科専門職による口腔健康管理、医科歯科連携の充実、ICTの活用の推進など、日歯が提言してきた内容のほぼすべてが反映されたことは、国と日歯が目指す方向性を共有している証であり、我々歯科医師会にとって、歯科医療の果たすべき新しい役割と責任が明確になり、重要性も増したところである。

三重県においても、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づく基本計画の策定にあたり、医療的ケア児に対する対策、スポーツによって生じる口腔の外傷などの予防対策、オーラルフレイル対策、感染症に備えた歯科保健医療体制の確保などを念頭におきながら、地域包括ケアシステムにおいて予防的な視点も求められていることから、子育て

支援や生活支援も含めた歯科医療・歯科口腔保健のフィールドを的確にカバーしつつ、医科歯科連携、多職種連携に係る研修について県行政や市町、関係機関・団体等と相互に連携しながら必要な事業を総合的かつ計画的に進め、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の実現に貢献できるよう努める。

また、第8次医療計画における5疾病6事業、在宅医療に積極的に関与するとともに、多発する自然災害等の非常時に対応できる体制も引き続き整備し、地域の歯科診療所が県民にとってもっと身近な存在となり、歯と口の健康を通じ全身の健康維持・健康管理を担う「かかりつけ歯科医」の機能を十分に果たし、良質な歯科医療・歯科口腔保健サービスの継続的な提供を可能とするために、会員個々の診療所の経営基盤の安定化に努める。

上記の方針に基づき以下のような事業に取り組む。

1 学術研修事業

健康と福祉の増進には、医学と歯科医療の進歩発展が必要不可欠である。本会では、関係機関・各種学会等と連携し、地域医療を担う歯科医師等の生涯にわたる研修の場を不断に提供し、県民の生涯にわたる心身の健康に寄与する。

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 歯科医学に関する研修会を開催する | 6. 関係諸会議、学会等に出席して学術研修事業に反映する |
| 2. 日本歯科医師会が実施する生涯研修事業に協力する | 7. 歯科医学に関する学術情報の収集と管理を行い、公式ウェブサイト等を通じて県民及び会員に提供する |
| 3. 日本歯科医学会が実施する学術研修に協力する | |
| 4. 歯科医師臨床研修制度に協力する | |
| 5. 図書及び視聴覚教材を充実する | |

2 地域保健・公衆衛生事業

全身の健康づくりに寄与する歯科口腔保健という認識の下、県民の健康増進と健康寿命の延伸に貢献することを目的として、行政及び地域住民等の組織・団体と協働を図りながら、各ライフステージに対応し、かつ地域に根ざした歯科口腔保健活動の推進に幅広く取り組む。特に超高齢社会の到来に対応し、介護関連をはじめとした関連職種と連携しながら、在宅歯科診療、認知症対策及び介護予防の普及、推進に係る事業を実施する。病院歯科及び医科との連携にも取り組み、あるべき地域歯科医療体制の確立に寄与する。

1. 三重県歯科保健大会を開催する
2. 医科歯科連携を推進する(がん及び周術期、認知症、糖尿病、妊婦、摂食嚥下障害等)
3. 医療的ケア児を含む障がい児(者) 歯科保健対策を推進する(みえ歯ートネット事業等)
4. 地域の歯科医師会と連携して、歯と口の健康週間事業を行う(歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール、よい歯の児童生徒の審査・表彰、親と子のよい歯のコンクール)
5. 妊婦歯科健康診査・歯科口腔保健指導を推進する(啓発リーフレットの配布等)
6. フッ化物洗口推進事業を行う(う蝕予防研修会、保育所・幼稚園・小学校等でのフッ化物洗口、啓発リーフレットの作成・配布、フッ化物洗口推進会議等)
7. 学校歯科保健関連事業を行う(三重県学校歯科衛生大会、先進地視察研修、歯科保健出前研修等)
8. 児童虐待防止事業を行う(歯科医師への啓発、学校・養護教諭との連携、児童相談所一時保護入所者への歯科健診・保健指導、犯罪被害者支援等)
9. スポーツ歯科関連事業を行う(三重スポーツデンティスト及び三重 SHP 協議会研修等)
10. 産業歯科保健関連事業を行う(事業所歯科健診、関係団体との連携、研修会等)
11. 成人歯科疾患予防事業を行う(啓発リーフレットの配布、必要な調査・研究等)
12. いい歯の 8020 コンクールを行う
13. 三重県後期高齢者医療広域連合と協力し、歯科健康診査を行う
14. 高齢者施設等での口腔機能向上推進事業を行う
15. 地域歯科医療連携を推進する(地域口腔ケアステーション機能充実、ネットワーク会議、伝達講習会、運営連絡協議会、サポートマネージャーの配置、在宅歯科診療による身体機能管理機器整備等)
16. 在宅歯科診療、介護予防、口腔健康管理等の研修事業等を、広く関連職種も対象として行う
17. 食育を推進する(食支援担当者会議、講演会等)
18. みえ 8020 運動推進員を育成する
19. 三重県が行う歯科口腔保健事業に協力する
20. 地域の歯科医師会が実施する公衆衛生関連事業を支援する
21. 郡市歯科医師会公衆衛生担当者連絡協議会を開催する
22. 保健文化賞・保健衛生賞に関する各事業を行う
23. 関係諸会議、学会等に出席して、地域保健・公衆衛生事業に反映する

3 社会保障・医療保険関連事業

公的医療保険制度の下で、県民に歯科医療を継続的に提供できる健全な体制を維持、発展させるために、地域の歯科医療を担う保険医及び保険医療機関等を支援し、保険歯科診療に係る正確で分かりやすい情報を提供する。行政を含む関係機関と連携を取り、歯科医学的根拠に基づいた質の高い歯科医療が提供できる環境作りに努める。

1. 公的医療保険及び介護保険に関わる情報を、種々の媒体を用いて正確に分りやすく提供する
2. 公的医療保険及び介護保険に関わる講習会を行う
3. 地域の歯科医師会等が実施する社会保障・医療保険関連事業を支援する
4. 審査支払機関における審査が歯科医学的に適正に行われるよう、社会保険診療報酬支払基金三重支部及び三重県国民健康保険団体連合会審査委員会との意見交換を行う
5. 関係団体との連絡を密に行い、保険医療機関による法的手続きが円滑に進められるよう支援する
6. 東海北陸厚生局三重事務所と三重県、厚労省

の行う保険医及び保険医療機関に対する行政指導及び監査に立ち会う

7. 福祉医療助成制度の円滑で効果的な運営に協力する
8. 歯科保険診療を中心に、公的医療保険制度に

関わる種々の問題を中長期的な視点から検討する

9. 関係諸会議に出席して、社会保障・医療保険関連事業に反映する

4 医療提供体制整備事業

安全で質の高い歯科医療を提供できる体制を整備するために、歯科医療管理（医療事故、院内感染防止対策等の医療安全対策の推進を含む）、歯科医業経営等の分野に係る事業を行う。特に喫緊の課題であるコ・デンタルスタッフの確保、養成、質の向上については、有効かつ実施可能な施策を検討し実施する。大規模災害時の医療救護体制の確保のため、行政及び地域の歯科医師会との連携体制を構築する他、救急医療体制の整備にも協力する。

-
- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 医療に関する講習会を開催する | 9. 医療相談、医療事故処理を行う |
| 2. 新型コロナウイルス感染症に対する情報収集及び発信等を行う | 10. 三重県医療事故調査等支援団体連絡協議会に協力する |
| 3. 県内高等学校を対象とした歯科衛生士の職業説明会を開催する | 11. 行政及び地域の歯科医師会と連携を取り、大規模災害時の歯科活動体制の整備を行う |
| 4. 県内高等学校生徒を対象としたインターンシップ事業を行う | 12. 三重県救急医療情報システムに参加・協力する |
| 5. 県内の離職歯科衛生士を対象とした復職支援事業を行う | 13. 病診連携を推進する |
| 6. 歯科衛生士を対象とした講習会を開催する | 14. 日歯の青色申告に関する事業に協力する |
| 7. 歯科助手講習会を開催する | 15. 関係諸会議に出席して、医療提供体制整備事業に反映する |
| 8. 無料職業紹介事業を行う | 16. 郡市歯科医師会顧問税理士連絡協議会を必要に応じて開催する |

5 調査研究事業

歯科医療・歯科口腔保健に関する有益な情報を収集するとともに、必要な調査を実施し、本会事業に資するための分析、研究を行う。

-
- | | |
|---|--------------------------|
| 1. 三重県歯科医師会事業の企画立案に資するため、本県の歯科医療・歯科口腔保健に関わる調査研究を行なう | イト等を通じて提供する |
| 2. 歯科医療・歯科口腔保健に関わる種々の情報の収集及びその管理を行ない、公式ウェブサ | 3. 三重県歯科医師会事業の企画立案に参画する |
| | 4. 関係諸会議に出席し、調査研究事業に反映する |

6 広報活動事業

機関紙としての『三歯会報』を頒布する他、公式ウェブサイト及びメールマガジン等の ICT メディアも有効に活用して、歯科医療・歯科口腔保健に関する情報を広く一般に提供する。

-
- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 『三歯会報』を発行し、三重県歯科医師会事業 | に関わる情報及びその他の歯科医療・歯科口 |
|--------------------------|----------------------|

腔保健に関わる有益な情報を提供する

2. 公式ウェブサイト、メールマガジン及び新聞、テレビ等の一般メディアを活用し、県民を対象とした歯科口腔保健に関する啓発活動を行うとともに、三重県歯科医師会事業に関わる情報及びその他の歯科医療・歯科口腔保健に

関わる有益な情報を迅速に提供する

3. 三重県歯科医師会事業について報道機関への情報提供を行う
4. 関連諸会議に出席し、広報事業に反映する
5. 郡市歯科医師会広報担当者連絡協議会を必要に応じて開催する

7 障がい者歯科医療事業

地域における障がい者歯科医療の普及・充実を目的として、地域障がい児（者）歯科診療ネットワーク「みえ歯ートネット」の運営に参画する。障害者歯科センターは、同ネットワークの中核としての機能を担い、専門的な障がい者歯科医療を行う他、日本障害者歯科学会認定医の指導施設として認定医の育成や、歯科医師、歯科衛生士等の専門研修を行う。

1. 地域障がい児（者）歯科診療ネットワーク「みえ歯ートネット」の運営に参画する
2. 障害者歯科センターでは、年間 90 日の専門的な障がい者歯科診療を行うとともに、「みえ歯ートネット」の中核としての役割を担う
3. 障害者歯科センターでは、障害者歯科学会認定医の指導施設として、認定医の育成や会員、歯科衛生士等の専門研修を行う
4. 関係諸会議、学会等に出席して、障がい者歯科医療事業に反映する

8 会員研修・福祉厚生事業

県民に良質な歯科医療を継続して提供するために、会員のスキルアップを図るとともに、コ・デンタルスタッフを含めた会員の福利厚生、健康増進に努める。

1. 会員研修事業
 - ① 地域の歯科医師会が開催する学術研修事業を支援する
 - ② 保険診療についての資料の作成及び説明会を実施する
 - ③ 保険診療に関して必要に応じて自主懇談又は対象者を特定した講習会を行う
 - ④ 医療安全対策の推進（AED 講習会、BLS 講習会等関連講習会の開催・サーベイメーターの貸与等）を行う
 - ⑤ 地域の歯科医師会が実施する医療提供体制整備事業を支援する
 - ⑥ インターネット等により会員に様々な情報を提供する
2. 福祉厚生事業
 - ① 会員の親睦と福祉の向上を図る
 - ② 互助会事業を行う
 - ③ 協同組合と連携し、会員及びコ・デンタルスタッフ等の福利厚生事業の充実を図る
 - ④ 国保組合と連携し、会員及びコ・デンタルスタッフ等の健康管理の推進を図る
 - ⑤ 日本歯科医師会の行う福祉事業に協力する
 - ⑥ 会員歯科診療所での永年勤続者に対する顕彰を行う
 - ⑦ 関係諸会議に出席して、福祉厚生事業に反映する

9 その他の事業（収益事業）

1. 会館及び駐車場等を関係団体等に賃貸する
2. 『三歯会報』等に広告を掲載する

令和5年度

April

第1回理事会

令和5年4月6日（木）

三重県歯科医師会館

「歯科点数表の初診料の注1」に規定する施設基準の経過措置満了



4月6日（木）、令和5年度第1回理事会が開かれた。社会保障委員会は「歯科点数表の初診料の注1」に規定する施設基準の経過措置満了について報告。院内感染講習未受講の医療機関があるため、連絡方法を検討していく。また、4月からのオンライン資格確認に伴う院内掲示・問診票、歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称等の報告があった。医療管理委員会は、日本歯科商工協会からの「医療機器の廃棄物処理について

のお願い」について報告。「医療機器の廃棄は産業廃棄物収集運搬業・処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有している者に医療機関が委託しなければいけない」とのことで、ディーラー等の引き取りは認められないため周知が必要である。公衆衛生委員会は令和5年度三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金について協議を行い、今年度の対象は訪問診療に特化した医療機器となる予定。新型コロナウイルス感染症対策本部では、新型コロナウイルス感染症の分類変更後の対応について協議された。その後全体協議に移り、令和5年度事業計画、第28回三重県歯科保健大会について意見が交わされた。議事では、令和5年度歯と口の健康週間事業についての実施要領等、9つの議題が承認された。

報告等

●三役報告



【報告事項】県行政、県教育委員会及び関係機関の人事異動、令和4年度第2回三重県地域医療介護総合確保懇話会（Web）（3/8）、日学歯第107

回臨時代議員会（3/22）、令和4年度第2回三重県医療審議会（Web）（3/27）、令和4年度第2回三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会（3/6）、令和4年度第3回三重県保険者協議会（3/8）、三重県健康管理事業センター理事会（3/16）、令和4年度第1回三重県医療審議会救急医療部会（Web）（3/1）、三重県国保連合会令和4年度第2回保健事業支援・評価委員会（Web）（3/6）、日歯第199回臨時代議員会（3/16・17）、議事運営特別委員会（3/20）、三重県救急医療情報センター第22回定例理事会（3/20）、第1回三重県公衆衛生審議会（Web）（3/24）

●社会保障委員会

【事業活動】四日市歯科医師会社保講習会（3/4）、新入会員講習会（3/5）、三重県歯科医師会社保講習会（3/9）、桑員歯科医師会社保講習会（3/9）、伊勢地区歯科医師会社保講習会（3/26）【報告事項】「歯科点数表の初診料の注1」に規定する施設基準の経過措置満了、「在宅療養支援歯科診療所1」の施設基準に係る経過措置満了及び届出直し、オンライン資格確認未導入の保険医療機関等に対する指導等の取扱い、点数早見表の送付、社保連絡No.7「薬価基準による歯科関係薬剤点数表」、社保連絡No.8「院内掲示ポスター・問診票」、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正、歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い



●医療管理委員会

【事業活動】院内感染防止対策講習会（3/5）【出席会議】歯科衛生士バンク打合せ（3/2）、令和4年度三重県医療安全研修会（Web）（3/4）、令和4年度みえ犯罪被害者総合支援センター定例理事会（3/14）【報告事項】「医療機器の廃棄物処理についてお願い」リーフレット（日本歯科商工協会）、令和5年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施、三歯会報4・5月号植村顧問記事（少額投資非課税制度（NISA）の改正）、歯科衛生士学校入学・卒業状況等、SNS（Twitter）広告デザイン案、歯科相談3件

●学術委員会

【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報

（HP）、令和5年度学術研修会日程の決定、令和4年度東海信越地区歯科医学大会実施報告書、令和5年度第1回静岡県歯科医師会学術大会開催のご案内【協議事項】日歯雑誌令和5年6月号『都道府県学術レポート』欄執筆依頼

●公衆衛生委員会

【事業活動】松阪地区歯科医師会学校歯科医研修会（3/16）、小児在宅歯科医療体制整備協議会（仮称）準備会（3/16）、日学歯「学校歯科医生涯研修制度」における基礎研修（4/2）【出席会議】第5回生きる力を育む歯・口の健康づくり推進委員会（3/3）、第84回小児保健協会学術集会（3/5）、三重県学校保健会令和4年度第3回理事会（書面会議）（3/9）、令和4年度三重県アレルギー疾患医療連絡協議会（Web）（3/15）、令和4年度三重県立公衆衛生学院学校関係者評価懇話会（3/16）、令和4年度三重県要保護児童対策協議会（Web）（3/20）、三重県学校保健会評議員会（書面会議）（3/23）、令和4年度一般社団法人三重県訪問看護ステーション協議会第4回理事会（3/26）、三重県がん診療連携協議会第7回医科歯科連携部会（Web）（3/30）【報告事項】「75歳からのお口の健康チェック」既登録者への継続確認、フッ化物洗口実施状況調査の結果、東海4県診療所型歯科健診の受診券について、ママごはん春号、歯周疾患検診における検診票の見直し【協議事項】令和5年度三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金、令和5年度フッ化物応用研修会

●広報情報委員会



【事業活動】『三歯会報』2・3月号発行、メルマガ発行（3/8、3/22）、MDA News、Sunshine Net（3月掲載記事227件）、FM三重『はぴはぴ子育て』【出席会議】日歯：若手歯科医師活躍推進意見交換会（4/1）【報告事項】令和4年度鈴鹿市高齢者在宅訪問歯科健康診査事業分析結果、日歯ホームページ「全国の歯医者さん検索」リニューアルに伴う会員歯科医院情報の登録・更新作業【協議事項】三重テレビ「歯っぴーデー」、三重テレビ高校野球インターバル及び30秒CMの新規映像撮影

●スポーツ歯科PT

【事業活動】第6回スポーツ歯科プロジェクト会議（3/2）【報告事項】令和5年度日本スポーツ協会公認スポーツデンティスト養成講習会【協議事項】県歯スポーツデンティスト養成講習会

●障害者歯科センター

【事業活動】伊勢保健衛生専門学校センター実習における事前学習（Web）（3/16）、センター診療実績3月診療分【出席会議】令和4年度障害者歯科センター運営連絡協議会（3/2）、【報告

事項】令和4年度実績【協議事項】見守りの必要な患者「記録簿」、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症感染予防対策

●災害時対応・体制室

【報告事項】セコム登録状況（4/5現在）、セコム安否確認訓練（4/3実施）、JDATロゴマークの募集

●新型コロナウイルス感染症対策本部

【報告事項】＜日歯の対応＞歯科医師によるワクチン接種実施報告（令和5年2月分月例報告）、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加＜県歯の対応＞新型コロナウイルス感染症に係るアンケート調査（3月31日時点）【協議事項】新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う対応

●日歯委員会報告

【学術委員会】第11回学術委員会（3/22）

●その他の報告

介護保険給付費審査会（3/24）、第200回日歯定時代議員会への地区代表質問

協議事項

1. 令和5年度年間事業計画について
2. 第28回三重県歯科保健大会について
3. 会務並びに事業の運営について

議題

第1号：郡市会長会議招集並びに附議事項に関する件

第2号：令和5年度歯と口の健康週間事業について

第3号：三重県地域口腔ケアステーションサポートマネージャー雇用事業申請について

第4号：代議員並びに予備代議員の改選について

第5号：郡市助成金の支給について

第6号：入会申請について／原 高洋（桑員）、田中芳幸（桑員）、大須賀勇樹（四日市）、鎌谷和輝（津）、中西俊介（津）、勝田拓磨（松阪）、大矢恭太郎（伊賀）、服部達也（伊賀）

第7号：互助会入会申請について

第8号：互助会長寿祝共済金支給について

第9号：互助会給付（3/2～4/5申請分）

◎ 三重県歯科医師会会員の皆様へ

三重県歯科医師会メールマガジンをご登録ください



三重県歯科医師会では、会員配布物の「E-MAIL 配信登録」を行っています。このシステムは登録者ごとに専用のメールアドレスを割り当て、冊子やポスターを除くほとんどの文書をデータ配信するものです。E-MAIL 配信登録者には、併せてメールマガジン（メルマガ）も配信されています。メルマガは月に2回水曜日に配信され、三重県歯科医師会事業の最新情報や月間スケジュール、ウェブサイトの更新情報、学術関連情報、さらに毎月の歯科関連ニュースをまとめた「News Clip」などをお届けしています。

E-MAIL 配信の登録方法は三重県歯公式ウェブサイト会員用ページをご参照いただくか、三重県歯科医師会事務局（TEL：059-227-6488）までお問い合わせください。また、一度登録してもパソコンの買替時等にメールソフトでのアカウントの移行が行われていないとメルマガが配信されなくなる場合があります。もし、メルマガが届かなくなっている場合には、ご使用のパソコンの設定をご確認ください。

LINE 公式アカウント

『三重県歯科医師会会員情報サービス』にご登録ください



三重県歯科医師会では、県歯公式ウェブサイトなどに掲載した新着情報などをいち早くお伝えするため、会員の多くが利用している LINE アプリのサービスである LINE 公式アカウント機能を活用した『三重県歯科医師会会員情報サービス』を開設しています。ぜひ、お使いのスマートフォンで同アカウントを「友だち」登録していただきますようお願いいたします。

なお、『三重県歯科医師会会員情報サービス』からの発信は会員限定とし、各診療所のスタッフや準会員以外の勤務会員などの登録は禁止します。会員以外へのアカウント情報の漏洩は厳にお控えください。

【登録方法】

- ① QRコード読み取り機能を使用して、右記のコードを読み取ります。
 - ②読み取りが完了したら、確認画面へ移行しますので、「追加」を押してください。
- ※ LINE アプリを使用していない場合は、新たにインストールする必要があります。



令和5年度

April

第1回郡市会長会議

令和5年4月27日（木）

三重県歯科医師会館

新型コロナウイルス感染症分類変更に伴う対応について

4月27日（木）、令和5年度第1回郡市会長会議が開かれた。この日は冒頭に特別報告として、損害保険ジャパン株式会社三重支店法人支社より、メディカル・マスターについて及び長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約についての説明があった。大杉会長はまず日歯役員選挙について、6月15日（木）・16日（金）開催の第200回定時代議員会において選挙が実施される旨報告。稲本副会長兼専務理事は、県歯代議員等の選挙について報告。6月30日までに各郡市会に代議員の選出を依頼した。学術委員会は今年度の学術研修会を令和5年9月10日（日）と令和6年1月28日（日）に開催予定であることを報告し、公衆衛生委員会は今年度の「歯と口の健康週間」事業実施要項の他、今年度の歯科保健事業について詳細を報告した。社会保障委員会は5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う診療報酬上や施設基準等に関する臨時的な取り扱いについて、厚労省より発出された事務連絡について説明した。広報情報委員会は、日歯ホームページ「全国の歯医者さん検索」について登録を呼びかけた。新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する療養期間等の考え方について詳細を報告した。

会長報告

日歯役員選挙

令和5年6月15日（木）・16日（金）開催の第200回定時代議委員会にて選挙が実施される。理事候補は大杉会長を含め24名、監事立候補は3名となっている。

日本歯科医学会会長選挙

候補者は住友雅人氏（東京都）となっている。

県行政等の人事異動

4月に人事異動が行われた。医療保健部では部長に小倉康彦氏、理事には松浦元哉氏、医療政策総括監に栗原康輔氏が就任した。保健所関係では芝田登美子氏が鈴鹿から桑名に異動した。東海北陸厚生局では局長に中山 鋼氏、三重事務所長は樋口政之氏、指導医療官は川嶋祥史氏になった。教育委員会の教育長は福永和伸氏になった。三重県警は刑事部長は射場重人氏、捜査第一課長は西條一人氏、検視官室長に下村 彰

氏が就任した。

令和4年度第2回三重県地域医療介護総合確保懇話会

令和5年度の事業案として医療分としては継続事業が64本、新規事業が5本の計69本で、1,514,797円の予算がつく予定。新規事業は遠隔手術等がある。介護分では継続事業が81本、新規事業9本の計90本で2,815,213円の予定。介護ロボットの活用によって費用が増えている。令和5年度地域医療介護総合確保基金の概要については前年とほぼ変わらない。国予算の推移は令和2年度から右肩下がりになっているが、事業費は持ち越しているため増加している。三重県では令和4年の医療分が11.1億から13.5億、介護分では16.8億から25.6億となっている。

令和4年度第2回三重県医療審議会

現行の第7次三重県医療計画が令和6年3月

31日に終了となる。第8次三重県医療計画は令和6年から11年の6年間で行われる。今年度の3月までに医療計画を作る予定となっている。医療審議関係部会の整理においては、令和5年度からは小児医療部会、医師の働き方改革部会が追加される。第8次医療計画の主な検討体制では新興感染症発生・蔓延時における医療が事業として追加された。地域医療構想の進捗状況については平成29年3月に策定した地域医療構想は県内8区域に設定した地域医療構想調整

会議を中心に協議を進めている。令和4年3月に国からは令和5年までに各医療機関の対応方針を改めて見直すと共に、新興感染症のため改めて公立病院経営強化プランを具体的対応方針として策定するように通知があった。三重県の4医療圏の地域医療構想において、人口20万人未満、患者流入率20%未満、患者流出率20%未満以上の見直しの基準を満たしていない尾鷲、南紀を含めた東紀州圏は広さやアクセス等の事情により医療圏の残す方向になっている。

一般会務報告

会員数

令和5年4月1日（土）～26日（水）の期間で入会8名。現会員数839名。

代議員並びに予備代議員の選出

次期代議員並びに予備代議員を選出の上で、6月30日迄に同封用紙により報告をお願いした。今季は代議員数の総数は35名、国保組合会議員数は35名、協同組合総代数は79名、三歯連盟評議員数は30名となっている。任期は7月1日からになっている。

令和5年度助成金の支給

各郡市会に対して4月1日（土）付の会員数に応じて助成金を支給する。

三重県地域口腔ケアステーションサポートマネージャー雇用事業

昨年度よりサポートマネージャーは歯科衛生士のみで、1郡市につき上限が192万円となった。令和5年度も10名の申請があった。

障害者歯科センター実績報告

2月診療分：診療日数7日間、件数104件、実日数113日。3月診療分：診療日数8日間、件数119件、実日数134日。

委員会事業報告

【学術】（林常務理事）

郡市会学術研修会

4月28日（金）～7月16日（日）の期間、6月1日（木）に四日市にて、7月9日（日）に鈴鹿で研修会が予定されている。

令和5年度学術研修会

第1回は9月10日（日）に愛知学院大学の三谷章雄先生をお招きし、「歯周病と全身疾患・最新の歯周治療について」、第2回は令和6年1月28日（日）に昭和大学の佐藤裕二先生をお招きし、「オーラルフレイルについて」開催を予定している。

令和5年度歯科医師臨床研修指導歯科医講習会

第1回、第2回共に申し込み期間は6月19日（月）～7月31日（月）までとしている。

令和5年度生涯研修セミナーについて

日歯会員を対象にリアルタイム配信の予定で、8月20日（日）、12月3日（日）は「歯科医療の新たな展開」をテーマに開催され、9月10日（日）、令和6年1月14日（日）は「歯科医療の未来を切り拓く」をテーマに開催される。

【公衆衛生】（福森常務理事）

令和3年度三重県後期高齢者歯科健診分析結果

愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座・嶋崎義浩教授による関連データ分析結果報告がまとまった。県歯ホームページに掲載しているので参照されたい。

令和5年度「歯と口の健康週間」実施要領

実施期間は6月4日（日）から6月10日（土）までとなっている。8月17日（木）までに推薦

し、8月24日（木）に県歯にて優秀者を選出し、11月12日（日）開催の第28回三重県歯科保健大会において表彰する。審査結果の公表については学校名、学年、名前がホームページ等で公表されるので、異議がある場合は県歯に連絡することを願います。

いい歯の8020表彰事業

例年通り実施し、第28回三重県歯科保健大会において表彰式する。

令和5年度県委託歯科保健推進事業

専門職確保事業打合会が追加された。病院歯科における口腔ケア実践研修会を再開する。在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備を実施していく。

フッ化物洗口推進事業

例年と同様、実施を予定している。

口腔機能向上推進事業

各施設等でペコぱんだを用いた訓練を行う予定。

地域口腔ケアステーション機能充実事業

地域口腔ケアステーション連携推進ネットワーク会議や伝達講習会、小学校実施地区におけるフッ化物洗口推進会議は実施することにより支給金がある。学校歯科医研修会への講師派遣はこれまではDVDを作成していたが、各郡市会で研修会を予定している。

東海4県診療所型歯科健診

実施期間が受診券から省かれることになった。早期治療の観点から、健診で治療が必要と判断された場合は速やかに治療に移行するようにする。

歯周疾患検診における検診票の見直し

問診の数の増加、歯冠部う蝕がC、根面部う蝕がRCとなった。まだマニュアル等は完成していない。

ひきこもり支援研修会

5月28日（日）に筑波大学医学医療系社会精神保健学教授の斎藤 環先生をお招きし「ひきこもりの対話的支援」と題して研修会を予定している。

【社会保障】（前田常務理事）

「歯科点数表の初診料注1」に規定する施設基準の

経過措置満了

令和4年3月31日時点で歯初診の届出をしている保険医療機関には、令和5年3月31日までの経過措置が設けられており、経過措置期間終了までに研修を受講する必要がある。

「在宅療養支援歯科診療所1」の施設基準に係る経過措置満了及び届出直し

令和4年3月末時点で歯援診1の届出をしている保険医療機関には、合計算定回数が18回未満であっても令和5年3月末日までの間に限り、基準を満たしているものとみなす経過措置が設定されており、該当歯科医療機関は経過措置期間満了までに届出直しが必要となる。

オンライン資格確認未導入の保険医療機関等に対する指導等の取り扱い

オンライン資格確認が未導入であり、経過措置の届出が行われていない医療機関に対し、社会保障委員会より個別でメールが送られるとのこと。令和5年度早期に実施される未導入医療機関等の集団指導を実施する予定。

社保連絡No.7「薬価基準点数表」

詳細は県歯ホームページに記載してある。院内掲示ポスターに医療情報・システム基盤整備体制充実1、2、3についてと共に薬剤の一般名処方についての変更を掲示する。

社保連絡No.8「医療情報・システム基盤整備体制充実加算、医薬品安定供給に係る次元的な特例措置」

詳細は県歯ホームページに記載の通り。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正

詳細は県歯ホームページに記載してあるが、電話等を用いた診療等に係る特例は、7月31日（月）をもって廃止となる。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う「新型コロナウイルス感染症に罹る診療報酬上の臨時的取り扱い」及び「施設基準等に関する臨時的な取り扱い」

詳細は県歯ホームページをご覧ください。
新型コロナウイルスに感染し出勤ができない職

員が在籍する医療機関は、施設基準要件を満たさなくなった場合でも直ちに変更の届出を行う必要性はない。研修を受講できない場合の事態の届出は不要で、9月30日（土）までに新研修を受講すれば良い。歯援診やか強診等は実績を求める対象とする期間から排除し、同等の期間の平均値を用いることになった。

【医療管理】（桑名常務理事）

令和5年度歯科衛生士研修会

5月14日（日）に、会場への来場型のみで開催する。講師はフリーランス歯科衛生士・谷垣裕美子氏。

県内歯科衛生士養成学校の入学状況等

県下の歯科衛生士養成学校3校を合わせた定員数110名に対し、入学者が88名。

ゴールデンウィーク中の郡市会ごとの診療状況

津・松阪・伊勢は休日診療所に対応。南紀と伊賀は輪番制に対応。

SNS（Twitter）広告を活用した歯科衛生士PR事業

三重県歯では歯科衛生士PR事業として、昨年よりTwitter広告の活用をスタートした。今年度も継続して実施する

医療機器の廃棄物処理についてのお願い

メーカーに処分を頼むのではなく、処分業者に処分してもらうことになっている。

経済構造実態調査

一定規模以上の法人企業を対象に、6月1日現在で実施される。

医療事故調査制度の現況報告（2～3月）

3月末時点での医療事故報告が累計2,632件、院内調査結果報告が累計2,291、相談件数が累計13,706件、センター調査依頼件数が累計207件。

【広報情報】（林常務理事）

日歯HP「全国の歯医者さん検索」

日歯は日歯ホームページ「全国の歯医者さん検索」をリニューアルし、会員歯科医院ホームページの無料作成サービスを開始した。

日歯PRキャラクター「よ坊さん」グッズ販売開始

日歯は4月12日（水）より、ハンドミラーや付箋等4種類のグッズの販売を開始した。

『三歯会報』『郡市会長メッセージ』及び「歯と口の健康週間事業」原稿依頼

役員改選年度に当たり、『三歯会報』8・9月号に各郡市会の会長メッセージを掲載する。また、「歯と口の健康週間事業」の記事も掲載するので原稿を提出されたい。

その他の報告

【災害時対応・体制室】（桑名常務理事）

セコム安否確認システム訓練結果（4月21日）

対象者835名中、報告者474名（56.76%）、未報告者361名。

セコム安否確認システムの登録状況

4月21日（金）現在の登録状況は会員数834名中772名（92.57%）。

【新型コロナウイルス感染症対策本部】

（稲本副会長兼専務理事等）

令和5年度三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金

令和5年4月1日（土）から5月7日（日）の間に消毒液等を購入するために必要な経費を対象とし、60万円で補助率は1/2である。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加

厚労省は各都道府県・市町あてに事務連絡を発出し、引き続き物価高騰における医療機関等の負担軽減に向け交付金の積極的な活用を検討するようお願いした。

5月8日以降の対応に関する会員周知

県歯として新型コロナウイルス感染症の分類の変更に伴う対応について、会員周知を行う予定。

【その他】（稲本副会長兼専務理事）

トルコ・シリア地震被害者支援のための義援金件数47件、567,000円振り込まれた。

（広報情報委員・西井 慶 記）

令和5年度

May

第2回理事会

令和5年5月11日（木）

三重県歯科医師会館

県歯新型コロナウイルス対策本部、5月11日をもって解散



5月11日（木）、令和5年度第2回理事会が開催された。新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置づけが「5類」へ移行されて最初の理事会となった。社会保障委員会は、厚労省より発出された「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」を解説。歯科診療報酬点数表関係では、問11の外

来環、か強診、歯援診等の施設基準に規定する研修に関する取扱いの疑義解釈が該当しており、感染症法上の位置づけ変更後も引き続き e-learning 等を活用した研修の実施が可能。県歯新型コロナウイルス感染症対策本部は、第19回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会で協議された応召義務について解説。患者が発熱や上気道症状を有している、またはコロナに罹患している、若しくはその疑いがあるということのみを理由とした診療拒否は「正当な事由」に該当しないため、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することが必要である。歯科においては、投薬での対応等が考えられる。県歯新型コロナウイルス対策本部は5月11日をもって解散することが協議決定された。同本部解散後も感染状況に応じて、引き続き対応を継続していく。

報告等

●三役報告

【報告事項】東海信越地区第3回会長・専務理事連絡協議会（4/15）

●社会保障委員会

【出席会議】令和5年度歯科医療機関指導・監査等実施計画の事前打合せ（4/13）【報告事項】「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付、桑名市福祉医療費助成制度の対象者拡大、尾鷲市福祉医療費助成制

度の対象者拡大

●医療管理委員会

【事業活動】歯科衛生士確保総合支援事業検討会（4/13）【出席会議】歯科衛生士職業説明会事前打合せ（4/13）【報告事項】令和5年度歯科衛生士紹介ポスター掲示のお願い、令和5年度求人ご依頼、令和5年度歯科衛生士養成校入学時アンケート結果、令和5年度歯科衛生士職業説明会、医療機能情報の全国統一に伴う医療ネットみえの医療機能情報の報告方法変更等、歯科相談6件

●学術委員会

【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報(HP)、令和5年度学術研修会助成事業

●公衆衛生委員会

【事業活動】令和5年度三重県・三重県教育委員会・三重県歯科医師会・三重県歯科衛生士会公衆衛生各事業打合せ、令和5年度公衆衛生委員・郡市歯科医師会公衆衛生担当者合同連絡協議会(4/13)【出席会議】サポートマネージャー及び在宅・施設口腔管理委員連絡会議(4/20)、令和5年度生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業連絡協議会(Web)(5/10)【報告事項】後期高齢者歯科健診事業、令和4年度公衆衛生事業に関するアンケート調査結果、令和5年度フッ化物応用研修会、第72回三重県学校歯科衛生大会【協議事項】みえ歯ートネット事業における歯科保健指導、歯科保健に関する研修会への講師派遣

●広報情報委員会

【事業活動】『三歯会報』4・5月号編集、メルマガ発行(4/12、4/16)、MDA News、Sunshine Net(4月掲載記事220件)、FM三重『はぴはぴ子育て』【報告事項】三重テレビ「Mieライブ(歯っぴーデー)」打合せ(4/27)、役員名簿広告協賛一覧

●スポーツ歯科PT

【事業活動】令和5年度三重SHP協議会・三重県歯科医師会スポーツデンティストスキルアップ研修会(4/23)【協議事項】県歯スポーツデンティスト認定ステッカー

●障害者歯科センター

【事業活動】伊勢保健衛生専門学校障害者歯科センター実習(4/12、19、26、5/10)センター診療実績4月診療分、ヒヤリハット(1件)

●災害時対応・体制室

【報告事項】セコム登録状況(5/10現在)、東海信越地区大規模災害時合同訓練(Web)【協議事項】新興感染症発生時における業務継続計画(BCP)(県歯用)

●新型コロナウイルス感染症対策本部



【出席会議】第19回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会(4/11)【報告事項】＜日歯の対応＞歯科医師によるワクチン接種実施報告(令和5年3月分月例報告)及び終了＜県歯の対応＞新型コロナウイルス感染症に係るアンケート調査(5/7時点)、新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う対応(4/28L-net)【協議事項】県歯新型コロナウイルス感染症対策本部の解散

●日歯委員会報告

【地域保健委員会】第8回地域保健委員会(4/12)

●その他の報告

介護保険給付費審査会(4/21)

協議事項

1. 会務並びに事業の運営について

議題

第1号：次期役員選挙の公示について

第2号：日本歯科医師会代議員及び予備代議員選挙の公示について

第3号：互助会給付について(4/6～5/10)

「オンライン資格確認システム」の減価償却の税務の取扱いについて

Q：療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、保険医療機関等において個人番号カードによるオンライン資格確認が令和5年4月から義務化されました。保険医療機関等が導入したマイナンバーカード「オンライン資格確認システム」の減価償却の税務の取扱いについて教えてください。

A：マイナンバーカード「オンライン資格確認システム」は、無形減価償却資産の「ソフトウェア」に該当して、耐用年数は5年です。

このシステムの導入に対して補助金が支給される場合は、次の方法により取得価額を計算して、減価償却費の計算をします。

1 補助金を総収入金額（雑収入）に算入する場合の償却費の計算

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 1/5 \times \text{その年の供用月数} / 12 \text{ 月}$$

2 補助金を総収入金額（雑収入）に算入しない場合の償却費の計算

国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合には、確定申告書の特例適用条文等の欄に所得税法第42条と記載するとともに、国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書の添付が必要です。

$$\text{減価償却費} = (\text{取得価額} - \text{補助金の額}) \times 1/5 \times \text{その年の供用月数} / 12 \text{ 月}$$

なお、取得価額から補助金を控除した残額（以下「残額」といいます。）が10万円未満の場合は、取得した年の消耗品費として必要経費に算入します。

青色申告者で、従業員500人以下の中小事業者は、その残額が10万円以上30万円未満となる場合には、その残額のすべてを取得した年の減価償却費として必要経費に算入（租税特別措置法28の2）します。

（注）地方税法においては、無形減価償却資産は償却資産税の対象ではありません。

三重県歯科医師協同組合

購入希望の組合員の方は、当組合宛にお申し込みください。

三重県歯科医師会協同組合ホームページからオンラインでも購入できます。

<http://www.dental-mie.or.jp/only/kyoudoukumiai/>

歯科経理帳（12か月分）	970円
収支日計表（100枚綴）	640円
患者日計表（100枚綴）	640円
領収書（明細書式）（100枚綴）	480円
その他、保険診療情報提供文書各種等	



4 月・5 月会務日誌

4 月

- | | | | |
|------|---|------|---|
| 1 日 | 日本歯科医師会若手歯科医師活躍推進意見交換会に服部副会長、加藤理事出席 | | 重県・三重県教育委員会・三重県歯科医師会・三重県歯科衛生士会公衆衛生各事業打合せ、公衆衛生委員・郡市歯科医師会公衆衛生担当者合同連絡協議会開催 |
| 2 日 | 日本学校歯科医会学校歯科医生涯研修制度「基礎研修」に福森常務理事出席 | | |
| 4 日 | 常務理事会開催 | 15 日 | 東海信越地区歯科医師会第 3 回会長・専務理事連絡協議会開催 |
| 6 日 | 第 1 回理事会開催 | 23 日 | 三重 SHP 協議会・三重県歯科医師会スポーツデンティストスキルアップ研修会開催 |
| 11 日 | 第 19 回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会に稲本副会長兼専務理事出席 | 27 日 | 第 1 回郡市会長会議開催 |
| 12 日 | 日本歯科医師会第 8 回地域保健委員会に伊東理事出席 | | |
| 13 日 | 歯科衛生士確保総合支援事業検討会、三 | | |

5 月

- | | | | |
|------|---|------|--|
| 10 日 | 日本歯科医師会第 4 回社会保険委員会に大杉会長出席 | 18 日 | 第 1 回歯科助手講習会、第 28 回三重県歯科保健大会第 1 回実行委員会開催 |
| 11 日 | 常務理事会、第 2 回理事会開催 | 21 日 | 第 17 回三重県歯科衛生士会通常総会に大杉会長出席 |
| 12 日 | 三重県学校保健会第 1 回理事会に福森常務理事出席（Web） | 24 日 | みえ犯罪被害者総合支援センター第 1 回定例理事会に桑名常務理事出席 |
| 14 日 | 歯科衛生士研修会開催 | 25 日 | 第 2 回歯科助手講習会開催 |
| 16 日 | 三重県救急医療情報センター第 23 回定例理事会に稲本副会長兼専務理事出席
日本歯科医師会第 9 回地域保健委員会に伊東理事出席 | 26 日 | 第 136 回都道府県会長会議に大杉会長出席 |
| 17 日 | 日本歯科医師会第 5 回医療管理委員会に桑名常務理事出席 | 28 日 | ひきこもり支援研修会開催 |
| | | 30 日 | 常務理事会開催 |
| | | 31 日 | 津歯科医師会学校歯科医研修会に福森常務理事出席 |



会員消息

Member's News

本会会員数 (6月1日現在)

正会員第1種 (一般)	681名
正会員第2種 (勤務)	38名
正会員終身	109名
準会員第3種 (法人)	9名
準会員第4種 (直属)	2名
長期の疾病等の会員	1名
計	840名

日歯会員数 63,831名 (4月30日現在)

謹んでおくやみ申し上げます



茂理輝子先生 (鈴鹿)
去る4月19日、お亡くなりになりました。
享年83歳



谷口拓己先生 (四日市)
去る4月22日、お亡くなりになりました。
享年74歳



川森英司先生 (津)
去る6月4日、お亡くなりになりました。
享年58歳

新入会員



つぼいひさのり
坪井寿典先生 (6.1付)
(診) 津市藤方2402-6
坪井歯科医院
電話 059-226-7666
FAX 059-226-7681
(津)

診療所名変更

橋本淳二先生 (鈴鹿)
医療法人レナクス はしもと歯科
亀井孝一郎 (伊賀)
医療法人想泉会 名張かめい歯科矯正歯科

診療所廃止

玉置和夫先生 (津)
福田寿輝先生 (鳥羽志摩)



新入会員プロフィール

Rookie's Profile

つばいひさのり

坪井寿典先生（津）

1. 学歴

高校 私立高田高等学校

大学 北海道大学（2006年度卒業）

2. 卒業後の研修先・勤務先

2007年4月 三重大学医学部附属病院歯科
口腔外科研修医

2009年4月 北海道大学大学院歯学研究科
高齢者歯科学講座入局

2014年4月 医療法人尚志会林歯科医院

2017年4月 医療法人佐藤歯科医院

2022年4月 坪井歯科医院

3. メッセージ

初めまして。坪井歯科医院勤務の、坪井寿典と申します。

この度は歯科医師会に入会させていただき、誠にありがとうございます。

現在、私は外来診療と訪問診療を半分ずつぐらの割合で日常診療に当たっております。

そんな中で、スタッフとの連携強化や、他職種の方との連携のあり方について日々模索しております。まだまだ未熟で、なかなか思うようにいかないことが多いのですが、今後は歯科医師会会員

としても、幅広い職種の方と良好な関係を築いていけるよう、尽力していきたい所存です。

仕事以外の時間（と言ってもなかなか時間が取れていない現実がありますが…）は、4歳になる息子を連れて公園に行き遊んだりしています。元々身体を動かすのが好きな方ですので、会員の皆さまとも、一緒にスポーツさせていただけたらと思っています。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。





告知板

Information

第45回三重県歯科医師会ゴルフ大会開催のご案内

三重県歯科医師会ゴルフクラブ

世話人会 鏡 忠明・佐南清作・鈴木晶博

謹啓

猛暑の候、諸先生方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例となっております標記大会を、下記のとおりタートルエースゴルフ倶楽部（亀山市）にて開催いたします。

本年も松茸をふんだんに用意してお待ちしています。ご多忙の折とは存じますが皆さまお誘い合わせのうえ、奮ってご参加くださいますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 日 時：令和5年9月28日（木） 午前8時2分 OUT・IN 同時スタート
2. 場 所：タートルエースゴルフ倶楽部
〒519-0147 三重県亀山市山下町 1055 Tel 0595-83-1212
3. 参 加 費：一人5,000円 * 大会当日、コンペ受付にて申し受けます。
4. コンペ料金：キャディ付きプレー 14,100円 セルフプレー 10,100円
*¹ 上記料金にはプレー代・限定昼食（ビュッフェ形式）・茶店（OUT・IN）・表彰式時のケーキセット（ケーキ＋ソフトドリンク）が含まれています。
*² プロショップ・練習場・アルコール等、追加分には別途料金がかかります。
*³ プレー代は変動する場合があります。
5. 競 技 方 法：18ホールストロークプレー ダブルペリア形式（同ネット年長者上位）
フロントティ 70歳以上・シニアティ、女性・レディースティ使用可。
その他、JGA及びローカルルールに準拠。
6. 入 賞：優勝～15位・飛賞・ベストグロス賞・ニアピン賞・ドラコン賞・ブービー賞
ブービーメーカー賞・参加賞（松茸）等。
7. 参 加 資 格：三重県歯科医師会会員及び勤務医
8. 締 め 切 り：令和5年8月23日（水）
9. 申 込 先：カガミ歯科診療所 鏡 忠明 Tel 059-262-3066 Fax 059-262-0257

以上



福祉医療費助成に関するお知らせ

下記の市町において、福祉医療費助成制度が拡大したことをお知らせいたします。

◎桑名市

- ・子ども医療費助成の対象者（所得制限なし）

	変 更 前 (令和5年8月末まで)	変 更 後 (令和5年9月から)
制度の対象年齢	0歳から15歳の年度末まで (中学校卒業まで)	0歳から18歳の年度末まで
現物給付の対象年齢	0歳から6歳年度末まで (未就学児まで)	

- ・一人親家庭等医療費助成の対象者（所得制限あり）

	変 更 前 (令和5年8月末まで)	変 更 後 (令和5年9月から)
現物給付の対象年齢	0歳から6歳の年度末まで (未就学児まで)	0歳から18歳の年度末まで

◎川越町

- ・子ども医療費助成の対象者

	変 更 前 (令和5年3月末まで)	変 更 後 (令和5年4月から)
対象年齢	0歳から15歳の年度末まで (中学校卒業まで)	0歳から18歳の年度末まで
現物給付の対象医療機関 (小・中学生)	川越町、四日市市、菰野町、朝日町、 桑名市、木曽岬町の医療機関	県内全域の医療機関等

◎尾鷲市

- ・子ども医療費助成の対象者

	変 更 前 (令和5年8月末まで)	変 更 後 (令和5年9月から)
対象年齢	0歳から15歳の年度末まで (中学校卒業まで)	0歳から18歳の年度末まで

◎伊賀市

- ・子ども医療費助成の対象者（所得制限なし）

	変 更 前 (令和5年8月末まで)	変 更 後 (令和5年9月から)
制度の対象年齢	0歳から6歳の年度末まで (未就学児まで)	0歳から15歳の年度末まで (中学校卒業まで)
現物給付の対象年齢		



互助会の現況

(令和5年4月1日～30日)

第1部（疾病共済）

入会	6名	退会	1名	累計	684名
収入累計	206,740,834円	{ 繰越 206,740,834円 入金 0円			
支出	3,600,000円				
残高	203,140,834円	{ 定期 138,000,000円 普通 65,140,834円 国債 0円			

療養給付：2名

死亡給付：0名

第2部（火災・災害共済）

入会	6名	退会	1名	累計	685名
収入累計	174,878,092円	{ 繰越 174,878,092円 入金 0円			
支出	0円				
残高	174,878,092円	{ 定期 110,690,000円 普通 64,188,092円			

災害給付：0名

(令和5年5月1日～31日)

第1部（疾病共済）

入会	0名	退会	0名	累計	684名
収入累計	203,141,694円	{ 繰越 203,140,834円 入金 860円			
支出	960,000円				
残高	202,181,694円	{ 定期 138,000,000円 普通 64,181,694円 国債 0円			

療養給付：3名

死亡給付：0名

第2部（火災・災害共済）

入会	0名	退会	0名	累計	685名
収入累計	174,878,092円	{ 繰越 174,878,092円 入金 0円			
支出	0円				
残高	174,878,092円	{ 定期 110,690,000円 普通 64,188,092円			

災害給付：0名

国保組合の現況

令和5年2月／令和5年3月

保険給付状況

令和5年2月

		件数	費用額	保険者負担額 (金額)
療 給 費	当月分	3,643	51,519,297	36,336,307
	累 計	41,802	629,459,814	443,322,669
療 養 費	当月分	93		364,966
	累 計	1,041		4,392,022
高 療 費	当月分	47		2,826,630
	累 計	432		40,511,130
移 送 費	当月分	—		—
	累 計	—		—
出産育児 一時金	当月分	8		3,360,000
	累 計	58		24,348,000
葬 祭 費	当月分	1		80,000
	累 計	3		380,000
食事療養 標準負担額 減額差額	当月分	—		—
	累 計	1		4,000
傷 病 手当金	当月分	18		564,000
	累 計	167		5,811,000
新型コロナ ウイルス感 染症に係る 傷病手当金	当月分	18		509,771
	累 計	142		5,403,478

令和5年3月

		件数	費用額	保険者負担額 (金額)
療 給 費	当月分	4,654	67,567,848	47,429,993
	累 計	46,456	697,027,662	490,752,662
療 養 費	当月分	92		305,133
	累 計	1,133		4,697,155
高 療 費	当月分	43		3,253,624
	累 計	475		43,764,754
移 送 費	当月分	—		—
	累 計	—		—
出産育児 一時金	当月分	6		2,520,000
	累 計	64		26,868,000
葬 祭 費	当月分	2		230,000
	累 計	5		610,000
食事療養 標準負担額 減額差額	当月分	—		—
	累 計	1		4,000
傷 病 手当金	当月分	16		443,000
	累 計	183		6,254,000
新型コロナ ウイルス感 染症に係る 傷病手当金	当月分	21		532,970
	累 計	163		5,936,448

収支状況

令和4年度令和5年3月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	1,810,010,666
歳 出 合 計	1,071,433,392
収 支 差 引 残	738,577,274

令和5年度令和5年4月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	72,893,380
歳 出 合 計	10,502,229
収 支 差 引 残	62,391,151

令和4年度令和5年4月累計

区 分	金 額
歳 入 合 計	1,810,802,166
歳 出 合 計	1,158,246,412
収 支 差 引 残	652,555,754

被保険者異動状況

令和5年4月30日現在

区 分	被保険者数	前月との比較
組 合 員	2,870	81
家 族	1,295	△ 15
計	4,165	66

令和5年5月31日現在

区 分	被保険者数	前月との比較
組 合 員	2,892	22
家 族	1,290	△ 5
計	4,182	17

編集後記

Editor's Note

日本に初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから3年4ヶ月余りの長期間、この感染症に振り回された時間を過ごしました。5月8日をもって感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することで大きな節目を迎えました。今後は感染対策の実施は、各自の判断が基本となり、経済的・社会的合理性や持続可能性も考慮に入れて取り組んでいく必要があります。

これから、社会全体がコロナ前の雰囲気まで戻るのかどうか分かりませんが、マスクを外す機会

も徐々に増えて来まし、中止になっていたイベントも今年は開催される機会も増えることでしょう。ゴールデンウィーク、観光地では多くの観光客が押し寄せて大忙しと嬉しい悲鳴も目にする一方、それをもてなす側の人材不足が新たな問題点として浮き彫りになってきました。我々の業界でも同様の問題が懸念されています。早いうちに対策を講じ、安定した人材確保ができる体制を整える必要があります。

(広報情報理事・山中寛貴 記)

愛知県医療信用組合は、歯科医師のための「相互扶助」の金融機関です。

ささやかな幸せと安心をお届けする医療信です

日頃のご愛顧に感謝し【ローンキャンペーン】実施中！

2023年12月29日まで！

借り換え
相談
実施中！

歯科医師応援ファンド

当初4年間 0.90% (固定)、5年目以降 変動金利
5千万円まで、最長20年 (1千万円以下は10年)

教育ローン<スマート>

1.50%～ 1千万円まで 15年以内
(従来比 ▼0.4%)

金利
引下げ

マイカーローン<クイック>

1.50%～ 1千万円まで 10年以内
※1千万円超をご希望の場合はご連絡ください

詳細はホームページを
ご参照ください。

愛知県医療信用組合

検索

<https://www.iryoushin.com/>

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

愛知県医療信用組合

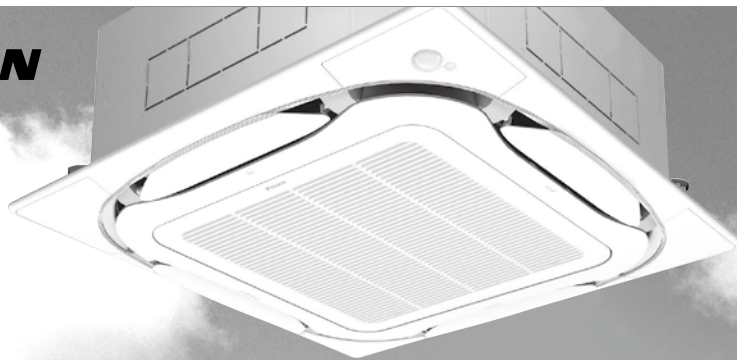
お気軽に
ご照会ください



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号 愛知県歯科医師会館6階
TEL: (052) 962-9569 FAX: (052) 951-8651

三 歯 会 報

令和5年7月10日印刷 / 令和5年7月15日発行
発行所 / 〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目120-2 公益社団法人三重県歯科医師会
☎ 059-227-6488 / 発行人 / 稲本良則 / 編集 / 広報情報委員会 / 印刷 / 伊藤印刷株式会社
三重県歯科医師会公式ウェブサイト address <https://www.dental-mie.or.jp/>



今こそ、 節電空調

三重県歯科医師会のみなさまへ
まごころ込めて、快適な節電計画のご提案

今のエアコンは最大60%消費電力を削減。
創業77年の豊かな実績と技術力を活かし、
使用環境にあわせた効率的なプランをご提案いたします。
空調のプロとして、私たちはお客様と共に歩み続けていきます。
省エネルギーな社会を一步前へ!

おかげさまで、
ダイキンFIVE STAR ZEAS販売台数
17年連続全国1位
今年
20年目を
迎える
10年保証

DAIKIN ダイキン工業特工場

創業77年の信頼と実績。
店舗・オフィスエアコン専門店

東3冷凍機株式会社

本社 453-0013 名古屋市中村区亀島2-12-12
東京支店 105-0013 東京都港区浜松町1-18-13
岐阜支店 500-8842 岐阜市金町4-30-802
三重支店 510-0075 四日市市安島2-10-16-8G
神戸支店 650-0024 神戸市中央区海岸通4番 3F
埼玉営業所 333-0823 川口市大字石神479-4
東京西S.Sta 177-0054 練馬区立野町38-39-1F
横浜S.Sta 223-0056 横浜市港北区新吉田町6050-1
岐阜S.Sta 501-6006 岐阜県羽島郡岐南町伏座2-67

お問い合わせは今すぐお電話で!年中無休AM9:00~PM6:00

見積 無料 **0120-130-047**

www.tousanreitouki.com

地球温暖化を考える東3冷凍機の
取り組みを応援してくれています。

ZIP-FM 77.8 ON AIR



2022年
野口健さん
©Ken Noguchi Office



2019年
C.W.ニコルさん



2018年
イルカさん



2017年
加藤登紀子さん



2016年
渡辺徹さん



2015年
渡部陽一さん



2013年
下条アトムさん



2022年
ラジオCMメイキング動画

「逞しさ × 美しさ」の 頂点を極めるSUVクーペ Audi Q8

三重県医師会所属の皆さまへのスペシャルオファー

Audi Q8 を車両本体価格より 10%OFFにてご購入いただけます

Audi Q8 55 TFSI quattro S line ¥12,310,000

Audi Q8 55 TFSI quattro S line[オプション装着車] 写真は欧州仕様です。日本仕様とは異なります。日本使用は右ハンドルとなります。



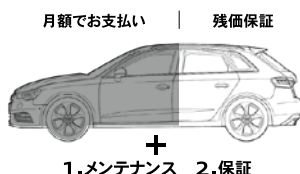
先進のドライバーアシスタンス &セーフティテクノロジー

Audi Q8には、先進のドライバーアシスタンス&セーフティテクノロジーを惜しみなく投入しています。複数のレーダーやカメラにより周囲の状況を的確に捉えるとともに従来、個々で作動していた一つひとつの機能を連携させることで、より高度で繊細な制御を可能に。快適性と安心感に包まれた、かつてない新しいドライビング体験をお届けします。

Audi Future Drive

未来にわたってAudiの価値を保証する残価保証型ファイナンス

Audi Future Driveは、あらかじめ最終回のお支払額(残価)を設定するプランです。車両本体価格の一部を据え置くことで、月々のお支払額を大幅に軽減、ひとクラス上のモデルにも手が届きます。また、設定残価での車両買取が保証されているため、原則、追加のお支払いなくお乗り換え(車両返却)ができるので常に最新のAudiにお乗り頂けます。



最終回のお支払い方法は 3つの中からお選びいただけます。

1. Audiへのお乗り換え ▶ 追加のお支払いなし
2. 車両をご返却 ▶ 追加のお支払いなし
3. 今のAudiに乗り続ける ▶ 再分割/一括払い

3つの安心

1. 買うときの「安心」

購入時にAudiがお車の価値(=残価)を保証。
月々の支払額も大幅に軽減

2. 乗るときの「安心」

充実のアフターサービスで
メンテナンスによる急な出費の心配もなし

3. 乗り換え時も「安心」

残価が保証されているので、
次のAudiへのお乗り換えも楽々

・記載内容は2023年6月1日現在のものであり、価格および仕様は予告なく変更される場合があります。・特別限定車など一部対象外もありますので、詳しくは下記店舗にお問い合わせください。・表示価格は車両本体価格(消費税込み)です。価格には、標準工具一式が含まれていますが、オプション装備価格、付属品価格、アウディ純正アクセサリ、保険料、税金(消費税除く)、登録に伴う諸費用は含まれておりません。リサイクル料金が別途必要になります。販売価格は正規ディーラーが独自に定めておりますので、お問い合わせください。・お問い合わせの際は、三重県医師会所属である旨をお知らせください。

Audi正規ディーラー

Audi 三重津

株式会社オートモール

三重県津市雲出本郷町1712-2番地 〒514-0304
TEL(059)253-3555 FAX(059)235-0555



Audi正規ディーラー (Audi Sport店)

Audi 三重四日市

株式会社オートモール

三重県四日市中村町2284-1 〒512-8044
TEL(059)361-7855 FAX(059)361-7866



掲載の写真は全て欧州仕様です。日本仕様とは異なります。日本仕様は右ハンドルとなります。

毎日が楽しくなる みんなのフル電動SUV



ID.4

Photo: ID.4 Pro

Pro

車両本体価格 6,488,000円(税込)

※写真は欧州仕様車です。一部日本仕様と異なります。

安心の航続距離と走りの楽しさを両立

The new ID.4 フェア

ご試乗いただけます。お気軽に販売店までお問い合わせください。

医療関係の皆様へ感謝の気持ちを込めて ― ご商談開始時に本広告をご覧いただいた旨をスタッフにお伝えください。

三重県歯科医師会所属の皆さまへのスペシャルオファー

全車種モデルを車両本体価格の7%分を購入サポートいたします

●表示価格は、2023年6月1日現在の車両本体価格(消費税込み)です。オプション装着価格、付属品価格、保険料、税金(消費税を除く)、登録に伴う諸費用、リサイクル料金は含まれておりません。別途必要となります。販売価格は正規ディーラーが独自に定めておりますので、お問い合わせください。●本価格は予告なく変更する場合があります。※他のキャンペーンとの併用はできません※写真は一部実際と異なる場合があります。※特別限定車など一部対象外もありますので、詳しくは下記店舗にお問い合わせください。※お問い合わせの際は、三重県歯科医師会所属である旨をお知らせください。



フォルクスワーゲン正規ディーラー
Volkswagen 鈴鹿

株式会社オートモール TEL (059)-370-5588
営業時間 10:00~19:00 定休日: 水曜日

ご試乗・
商談ご予約



フォルクスワーゲン正規ディーラー
Volkswagen 四日市

株式会社オートモール TEL (059)-361-1655
営業時間 10:00~19:00 定休日: 水曜日

ご試乗・
商談ご予約



3つの特徴

1

登録者限定の
ウェビナー
講演

3

ポリデント

シュミテクト

カムテクト

いつでも
どこでも
サンプル入手

新ポリグリップ

2

ダイジェスト
動画も
満載

ポリデント

デンタルラボ



歯科医療従事者向け専門サイト

GSKヘルスパートナー

ご登録は無料です。

ご登録は歯科医療従事者様に限ります

GSKヘルスパートナー

検索



<https://www.haleonhealthpartner.com>

グラクソ・スミスクライン・コンシューマー・ヘルスケア・ジャパン株式会社
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-8-1 赤坂インターシティ AIR

2022年7月、GSK コンシューマー・ヘルスケアは Haleon として独立しました。グローバル本社 Haleon は独立した企業として発足いたしました。当面の間、日本における法人名に変更はございません。今後もグラクソ・スミスクライン・コンシューマー・ヘルスケアの名称や、取扱製品における GSK ロゴも継続して使用いたします。



今日という日も、
楽しむために。

クルマの保険は、損保ジャパン

損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社
〒514-0004 三重県津市栄町3-115 損保ジャパン津ビル6F
<https://www.sompo-japan.co.jp/>

会員好評受付中!

mint

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひろく!
mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

MDT 三重データ通信株式会社

TEL : 059-223-1818

E-Mail : mint@mint.or.jp

Thinking ahead. Focused on life.



Signo T series

Studio F. A. Porscheのデザイン哲学と、
モリタの妥協のない技術が融合した新たな形、
シグノTシリーズ。

Design by **STUDIO F·A·PORSCHE**



Signo T500



reddot design award
best of the best 2019

Signo T300



Signo T100



発売 株式会社モリタ 大阪本社：大阪府吹田市垂水町3-33-18 〒564-8650 T 06.6380 2525
東京本社：東京都台東区上野2-11-15 〒110-8513 T 03.3834 6161
お問合せ：お客様相談センター〈歯科医療従事者様専用〉 T 0800.222 8020(フリーコール)
製造販売 株式会社モリタ東京製作所 本社工場：埼玉県北足立郡伊奈町小室7129番地 〒362-0806
販売名：シグノT(シグノT500 シグノT300 シグノT100)
一般的名称：歯科用ユニット 機器の分類：管理医療機器(クラスⅡ) 特定保守管理医療機器
医療機器認証番号：229AKBZX00081000 法定耐用年数(償却年数)：7年

www.dental-plaza.com

詳しくはWebサイトを
ご覧ください

シグノTシリーズ



製品の詳細は
こちら



プロモーション
ビデオはこちら